

(H230125*)

資料 1 - 1

(第 2 部会用)

福島県廃棄物処理計画 (案)

注) 本文中の下線部は、パブリック・コメント時の資料からの変更箇所を示します。

平成 2 3 年 1 月
福 島 県

福島県廃棄物処理計画目次

第1章	はじめに	
第1節	計画改定の趣旨	1
第2節	計画の位置付け	2
第3節	計画の期間	2
第2章	本計画の基本目標	
第1節	対象とする廃棄物の種類と排出状況	3
第2節	基本目標	4
第3章	一般廃棄物の処理	
第1節	現状と将来予測	5
1	一般廃棄物の現状	5
2	一般廃棄物の目標達成状況と将来予測	16
第2節	一般廃棄物に関する課題	18
1	ごみ処理に関する課題	18
2	生活排水処理に関する課題	19
第3節	一般廃棄物に関する目標と方策	20
1	施策の基本的な方針	20
2	一般廃棄物に関する目標	20
3	目標実現のための施策	21
4	関係者の役割	25
第4章	産業廃棄物の処理	
第1節	現状と将来予測	27
1	産業廃棄物の現状	27
2	産業廃棄物の目標達成状況と将来予測	34
第2節	産業廃棄物に関する課題	37
第3節	産業廃棄物に関する目標と方策	38
1	施策の基本的な方針	38
2	産業廃棄物に関する目標	39
3	目標実現のための施策	40
4	関係者の役割	42
第5章	廃棄物の不法投棄防止対策	
第1節	産業廃棄物の不法投棄の現状と課題	44
第2節	不法投棄防止のための方策	45
第6章	廃棄物の適正処理のためのその他の事項	
第1節	県外産業廃棄物の取扱い	47
第2節	特定の廃棄物に関する対策	48
第7章	計画の推進と進行管理	
第1節	計画の推進	50
第2節	進行管理	50
第3節	計画の見直し	50
参考資料		
1	福島県廃棄物処理計画（平成18年3月策定）以降の状況の変化	51
2	用語解説	52

注) *印のついた用語は参考資料2に解説を記載しています。

1 第1章 はじめに

2 第1節 計画改定の趣旨

3 これまでの社会経済活動により、私たちの生活は豊かなものになりましたが、一方
4 で、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済システムは、自然環境に対してその
5 復元力を大きく超える負荷を与え続けてきました。その結果、私たちは、今、地域の
6 環境問題に止まらず、地球温暖化や資源の枯渇など地球規模の環境問題に直面してい
7 ます。

8 また、本県は尾瀬や猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群に代表される豊かな自然環境に恵ま
9 れており、これを将来にわたって継承するとともに、環境への負荷が少ない持続可能
10 な循環型社会の構築を目指していく必要があります。

11
12 このような環境問題に対応するため、国においては、平成12年を「循環型社会元
13 年」と位置付け、循環型社会形成推進基本法を始めとする関係法令の整備を行うとと
14 もに、平成15年3月に「循環型社会形成推進基本計画」を策定しました。

15 本県においては、廃棄物の抑制、適正処理の観点から循環型社会形成を推進するた
16 め、平成14年3月に「福島県廃棄物処理計画」を策定し、その後、国の動向や平成
17 17年3月に制定した「福島県循環型社会形成に関する条例」等を踏まえ、平成18
18 年3月にこの処理計画を見直し(以下、この見直し後の計画を「旧処理計画」という。)、
19 廃棄物の減量化と適正処理に向け、目標等を定め各種施策に積極的に取り組んできた
20 ところです。

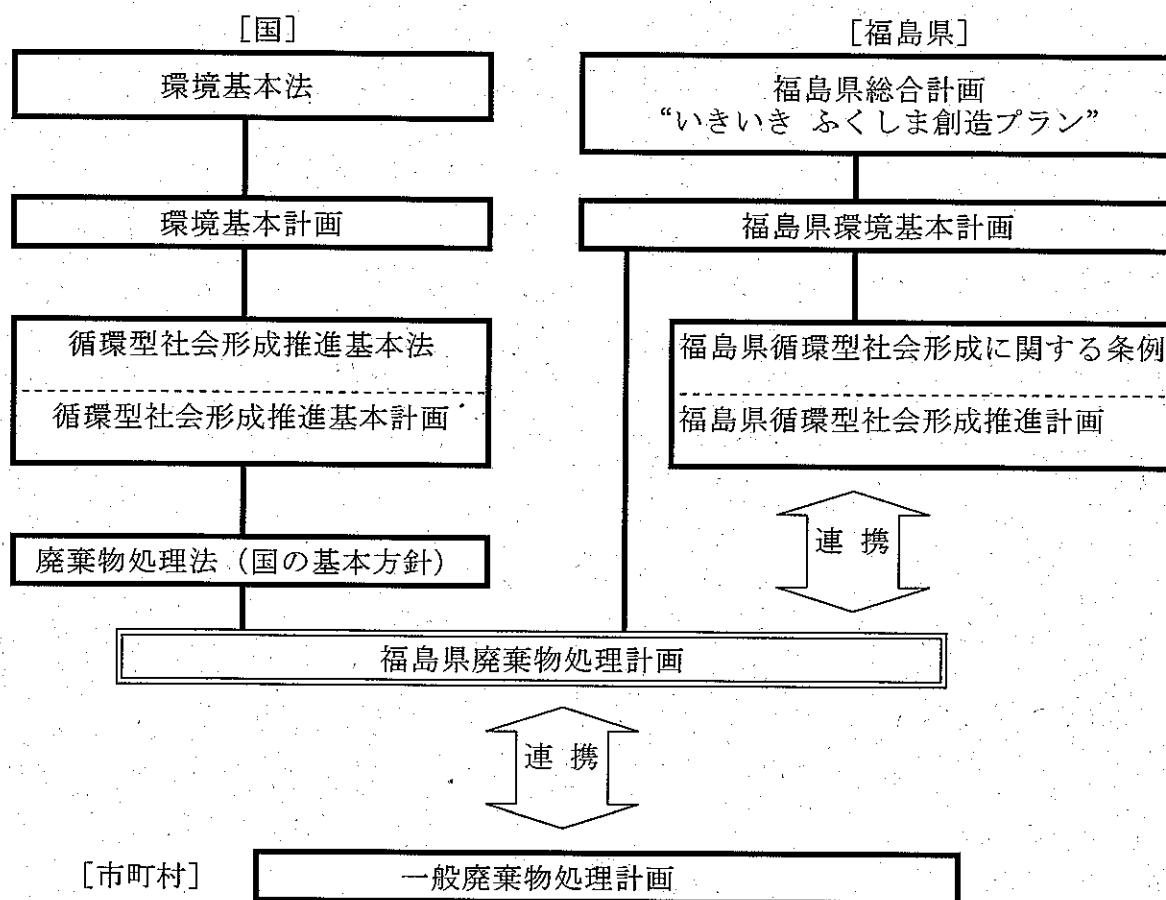
21
22 平成18年3月の廃棄物処理計画の見直し以降、国においては、循環型社会への転
23 換をさらに推進するため、平成18年4月に第3次環境基本計画、平成20年3月に
24 第2次循環型社会形成推進基本計画が策定されたほか、廃棄物の処理及び清掃に関す
25 る法律(昭和45年法律第137号、以下「廃棄物処理法」という。)及び各種リサ
26 イクル法等が改正されています。また、県においては、平成21年度に今後の県政運
27 営の基本指針を定めた福島県総合計画「いきいき ふくしま創造プラン」*や総合計画
28 の基本目標を環境の面から実現することを目指した第3次福島県環境基本計画*を策
29 定したほか、平成18年度に産業廃棄物税*を導入するなど、廃棄物行政をとりまく
30 状況が大きく変化してきています。

31
32 こうした状況を踏まえ、旧処理計画の計画期間が平成22年度までであることから、
33 廃棄物処理法第5条の2に基づく国の基本方針を踏まえ、地球温暖化対策にも配慮し
34 て循環型社会形成の取組みを強化していくという基本的な考え方の下に、廃棄物の減
35 量化と適正処理を一層推進していくため、平成23年度以降の計画として新たな廃棄
36 物処理計画を策定しました。

1 第2節 計画の位置付け

2 本計画は、廃棄物処理法第5条の2に基づき国が策定する「廃棄物の減量その他その
3 適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」(平
4 成22年12月20日改正、環境省告示第130号、以下「基本方針」という。)に
5 則り、廃棄物処理法第5条の5に基づく法定計画です。

6 また、この計画は、福島県環境基本計画に掲げた「循環型社会の形成～めざそう！
7 ごみゼロ社会」の実現を図るため、本県の廃棄物対策の基本となる計画であり、市町
8 村が策定する一般廃棄物処理計画と相互に連携・補完しあう関係にあります。



47 図1-1 福島県廃棄物処理計画の位置付け

48

49 第3節 計画の期間

50 本計画の期間は、国の基本方針に基づき、平成23年度から平成27年度までの5
51 年間とします。

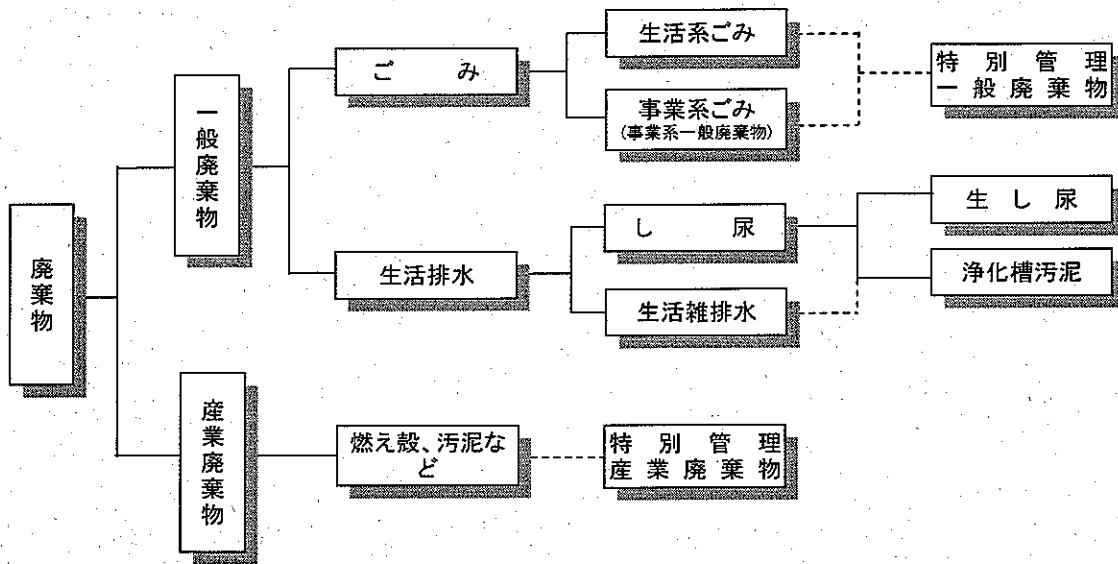
52 なお、国の基本方針や本計画の各事項等に変化があった場合には、その都度見直し
53 を行います。

1 第2章 本計画の基本目標

2 第1節 対象とする廃棄物の種類と排出状況

3 本計画で対象とする廃棄物は、図2-1のとおりです。

4



5

6 図2-1 廃棄物の区分

7

8 平成20年度の本県の廃棄物の排出状況は図2-2のとおりで、排出量は一般廃棄物*

9 物* (ごみ) が78万2千トン、産業廃棄物*が834万4千トンとなっています。

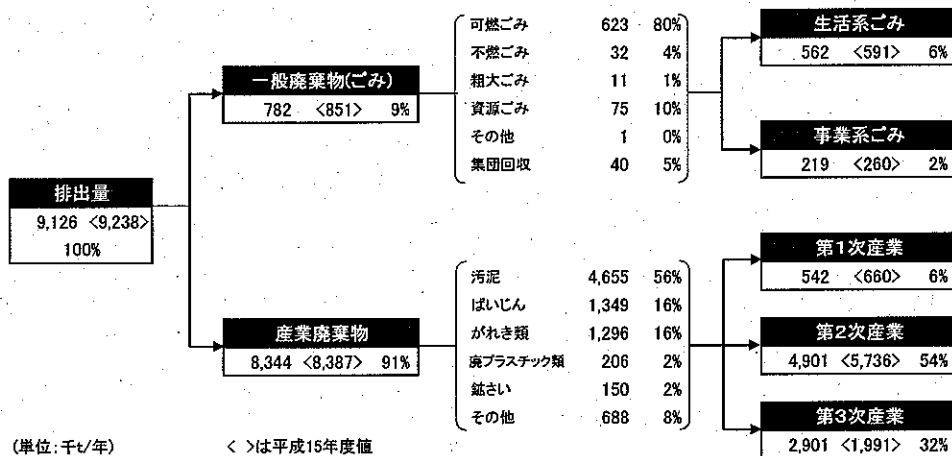
10 一般廃棄物については、排出量は生活系ごみが56万2千トン、事業系ごみが21

11 万9千トンとなっています。

12 産業廃棄物については、排出量を種類別にみると、汚泥*、ばいじん、がれき類が

13 多く、また、業種別にみると、第2次産業からの排出量が最も多くなっています。

14



15

16 注1)端数処理の関係で総数と個々の数値の合計とが一致しない場合があります。以下の図表において同じ。

17 注2)本計画の平成20年度の廃棄物の処理状況は、県の「平成21年度福島県廃棄物実態調査報告書」によ

18 っています。

19 図2-2 福島県の廃棄物の排出状況

1 **第2節 基本目標**

2 本計画においては、地球温暖化対策にも配慮して循環型社会形成を推進するため、
3 県政運営の基本指針として策定された福島県総合計画「いきいき ふくしま創造プ
4 ラン」の基本目標である「人がほほえみ、地域が輝く“ほっとする、ふくしま”」
5 を環境の面から実現することを目指した計画である福島県環境基本計画に掲げる次
6 の施策を基本目標とします。

7

8

9

循環型社会の形成～めざそう！ごみゼロ社会

10

11

12

1 第3章 一般廃棄物の処理

2 第1節 現状と将来予測

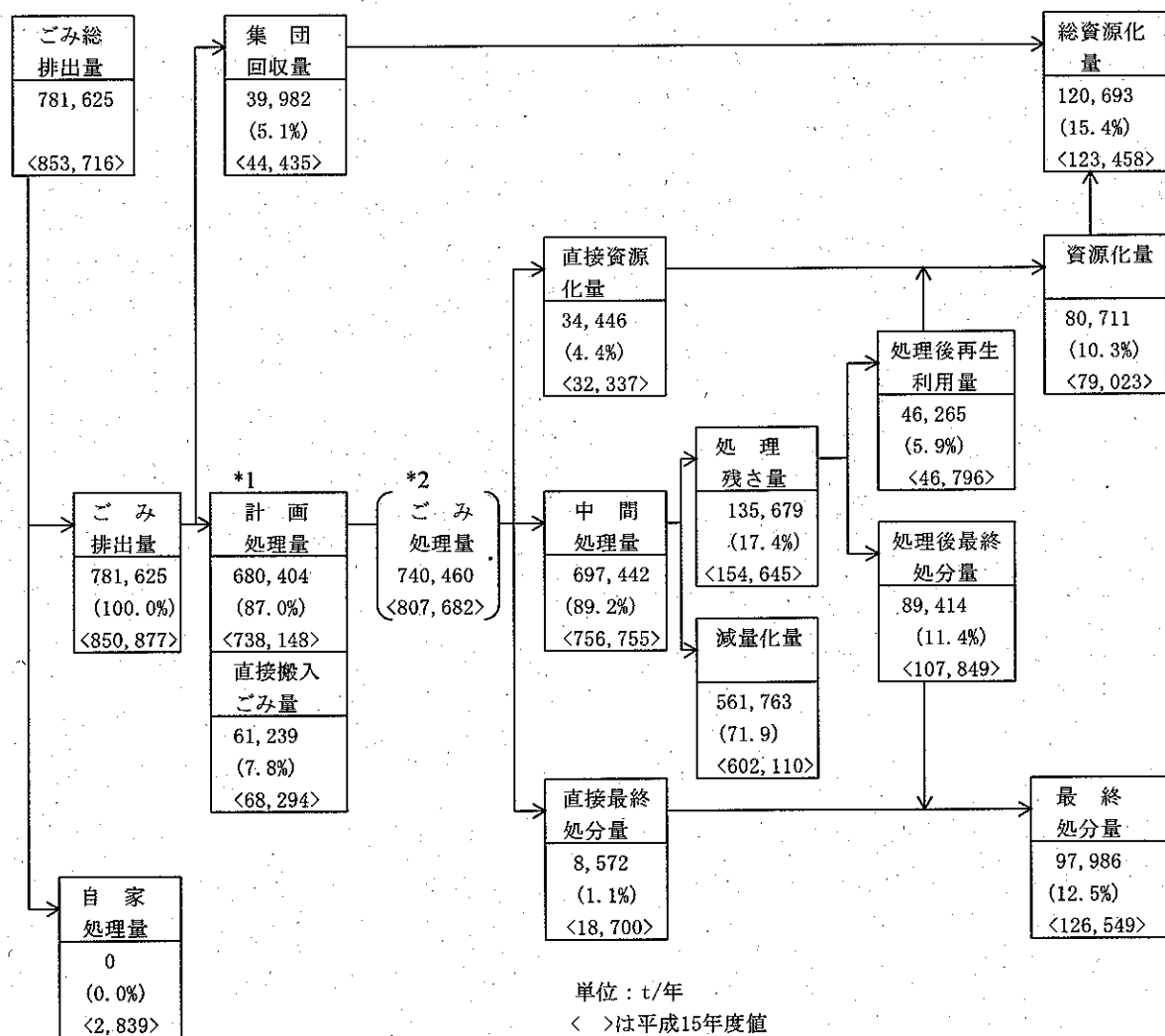
3 1 一般廃棄物の現状

4 (1) ごみの処理状況

5 ア ごみの排出状況

6 平成20年度の一般廃棄物の処理フローは図3-1のとおりで、ごみ排出量
7 78万2千トンのうち、56万2千トンが破碎、焼却等の中間処理*により減量
8 化されています。また、総資源化量は、直接資源化量、処理後再生利用量及び集
9 団回収量を合わせた12万1千トン、最終処分量は直接最終処分量と処理後最終
10 処分量を合わせた9万8千トンとなっています。

11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44
45
46
47
48
49
50

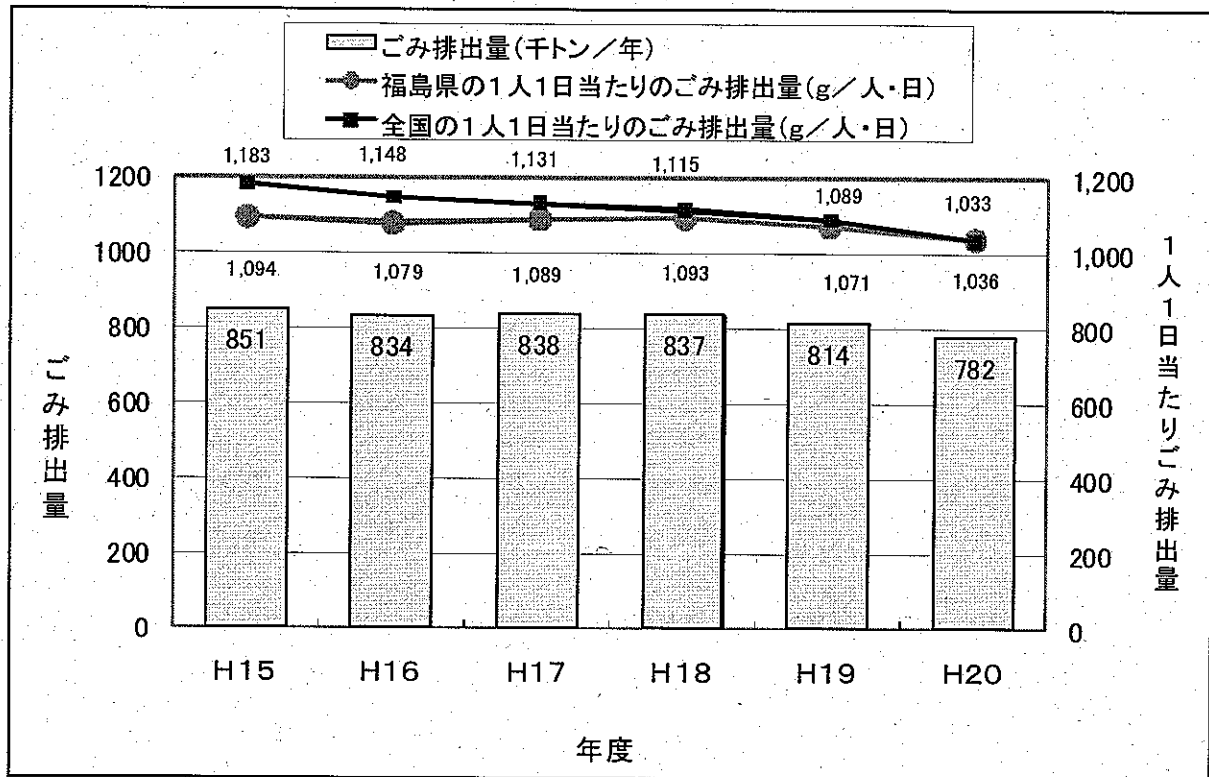


47 注)計画処理量(*1)、直接搬入ごみ量(*1)は平成20年度に収集された量、ごみ処理量(*2)は平成20年度に施設
48 で処理された量であり両者の値は一致しません。

49 図3-1 一般廃棄物の処理フロー

1 県内のごみの排出量及び1人1日当たりのごみ排出量の推移は図3-2のと
 2 おりで、県内のごみ排出量は平成18年度以降は減少傾向にあり、平成20
 3 年度のごみの排出量は78万2千トンでした。

4 また、1人1日当たりのごみ排出量は、平成19年度以降減少傾向にあり、
 5 平成20年度においては、1人1日当たりのごみ排出量は1,036gとなっていま
 6 す。これを全国平均と比較すると、平成19年度までは全国平均を下回ってい
 7 ましたが、平成20年度は全国平均を3g上回っています。



9
 10 **図3-2 ごみ排出量、1人1日当たりのごみ排出量の推移**

11
 12 平成20年度のごみ排出量を発生源別に見ると図3-3のとおりで、家庭から
 13 排出される生活系のごみが72%を占めており、事業所から排出される事業系のご
 14 み(事業系一般廃棄物)が28%となっています。

15 事業系ごみの主なものとしては、オフィスから排出される古紙や飲食店等から
 16 排出される生ごみなどがあります。

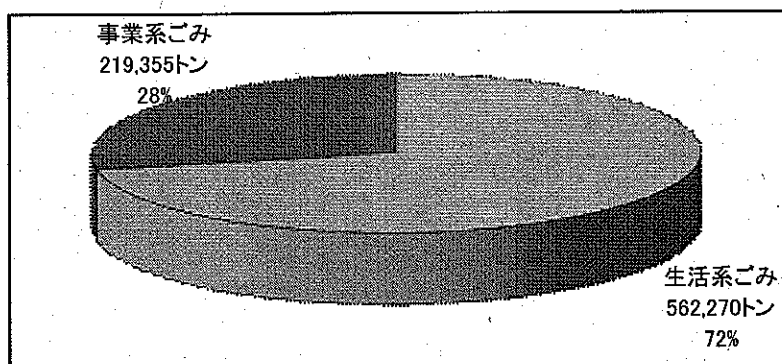


図 3-3 発生源別のごみ排出量 (平成 20 年度)

また、生活系ごみと事業系ごみの推移は図 3-4 のとおりで、平成 15 年度を 100 とすると、平成 20 年度の生活系ごみは 98.1 に、事業系ごみは 87.2 となっています。

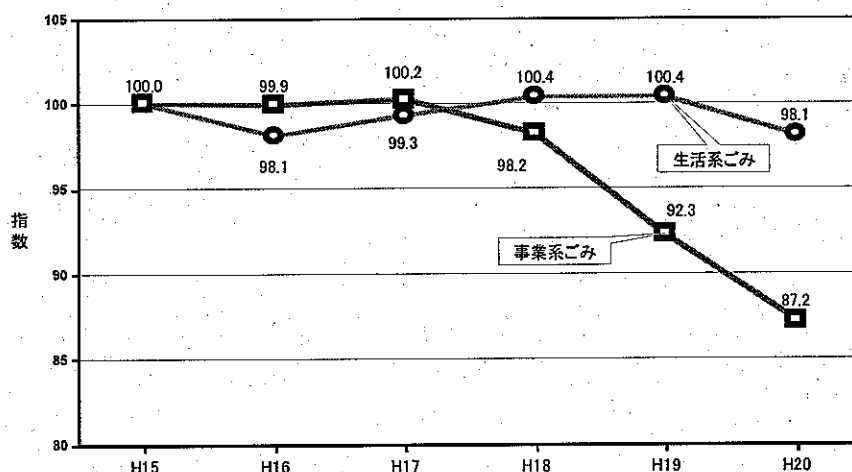


図 3-4 生活系ごみと事業系ごみの推移

イ 総資源化量の状況

総資源化量の推移は図 3-5 のとおりで、平成 19 年度までは増加傾向にありましたが、平成 20 年度は前年度より減少し、合計で 12 万 1 千トンとなっています。

なお、資源回収は、ごみ処理施設で資源化されるものと集団回収によるものがあり、集団回収は、資源の有効活用を図ることを目的に、地域の自治会、子供会などのグループにより家庭から出た新聞、雑誌、缶類などの資源を自主的に回収する活動です。

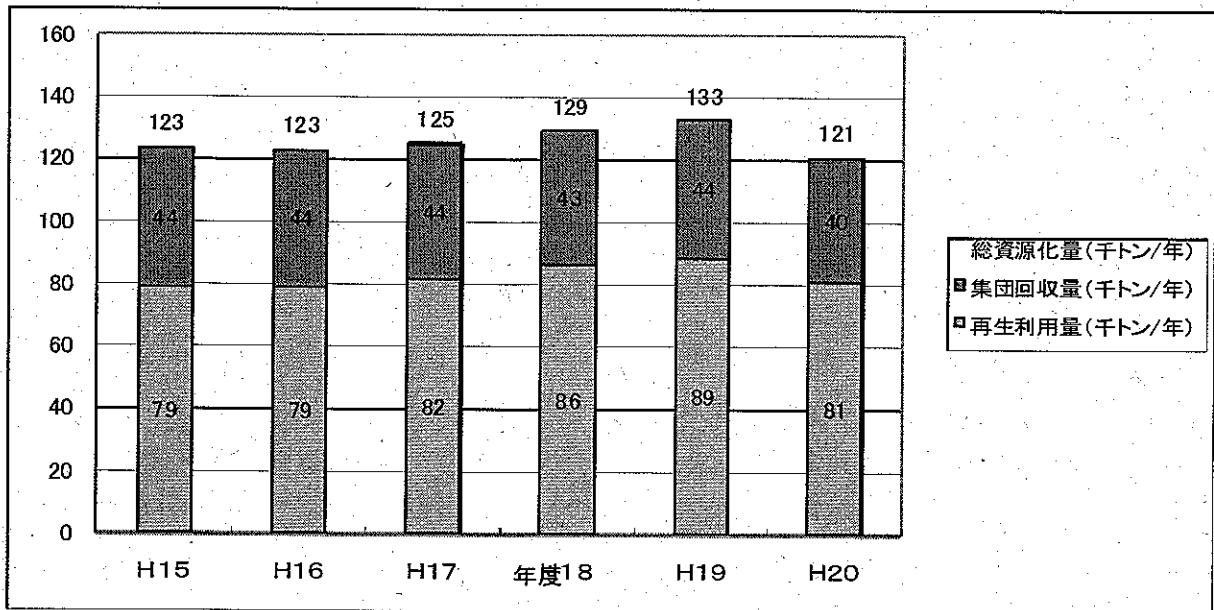


図3-5 総資源化量の推移

ウ リサイクル率の状況

リサイクル率の推移は図3-6のとおりで、平成15年度以降増加していましたが、平成20年度は前年度を下回り15.5%となっています。

なお、全国平均は20.3%で、本県の状況はこれを下回っています。

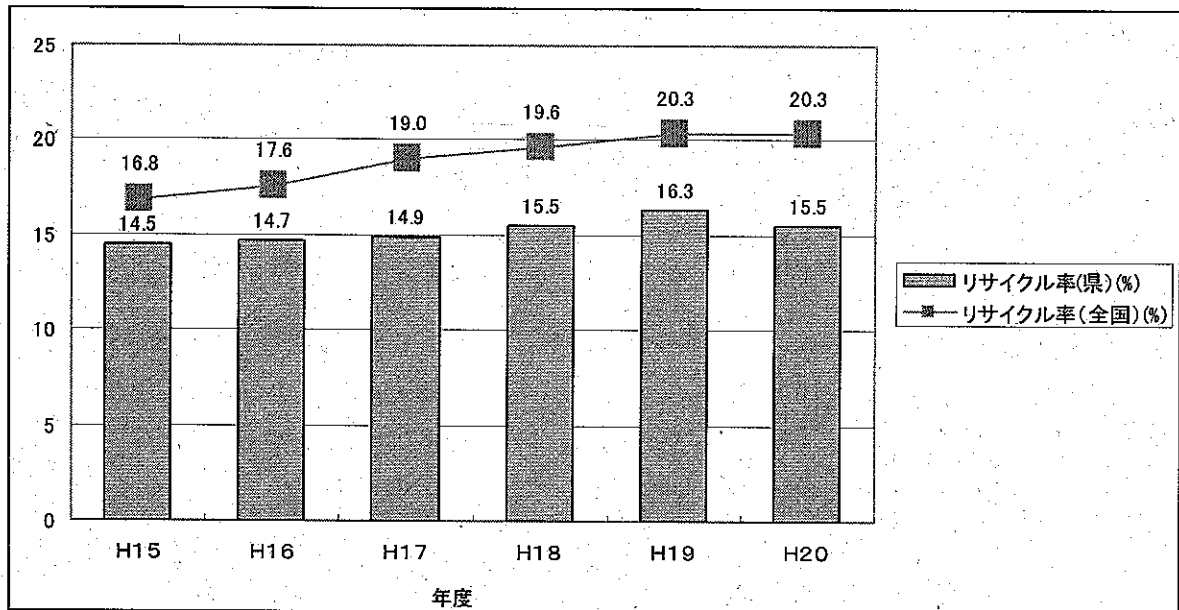


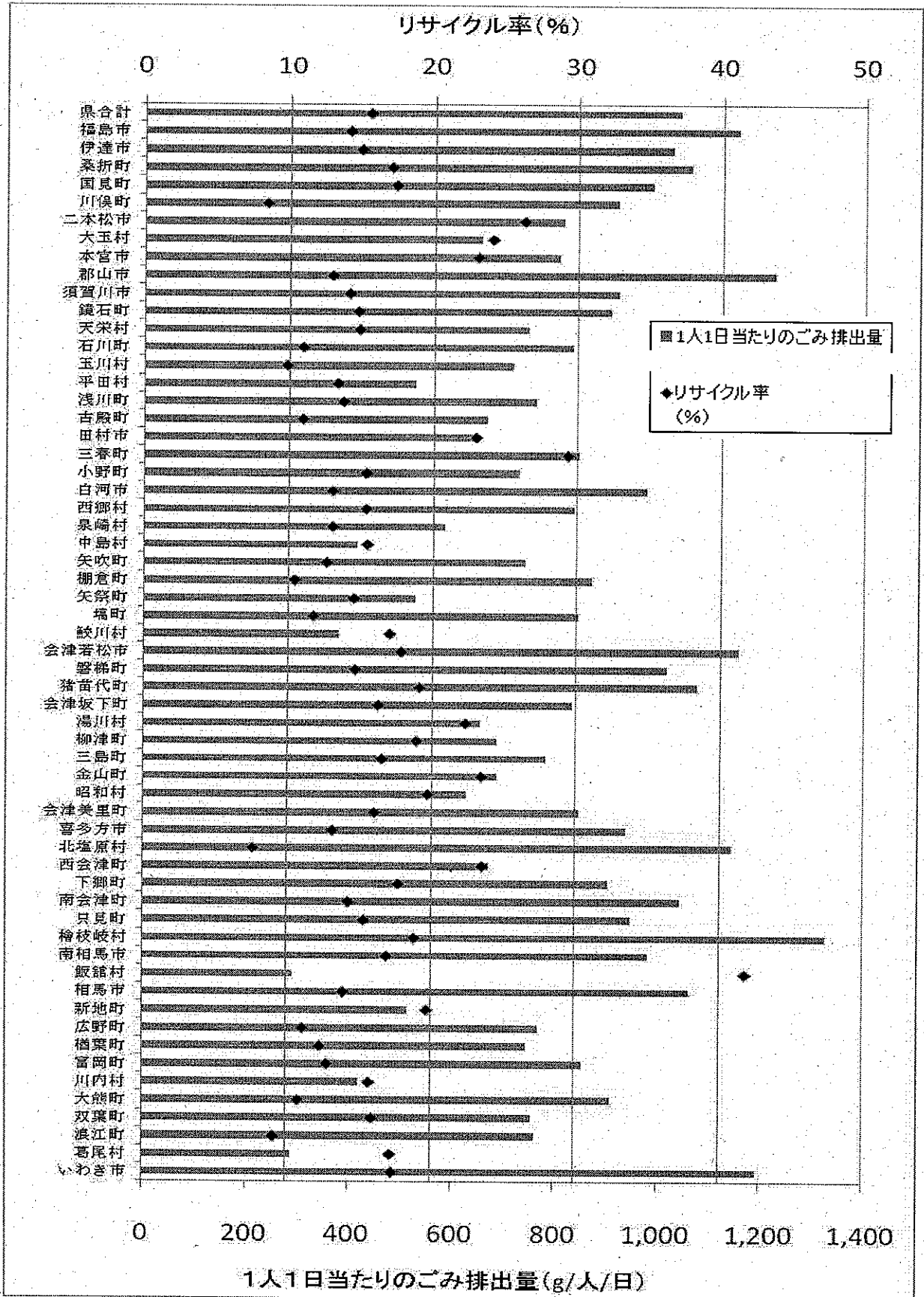
図3-6 リサイクル率の推移

注) リサイクル率 = ((資源化量+集団回収量) / (ごみ処理量+集団回収量)) × 100

また、市町村別のごみ排出量等の状況は表3-1及び図3-7のとおりで、1人1日当たりのごみ排出量及びリサイクル率ともに、市町村によって大きな差が見られます。

表3-1 市町村別のごみ排出量、リサイクル率等（平成20年度）

	総人口 (人)	ごみ排出量 (t/年)	1人1日当たりのごみ排出量 (g/人・日)	総資源化量 (t/年)	リサイクル率 (%)	
					集団回収量 (t/年)	
県合計	2,066,222	781,625	1,036	120,693	39,982	15.5
福島市	294,553	123,626	1,150	17,406	3,794	14.1
伊達市	68,723	25,622	1,021	3,810	832	14.9
桑折町	13,397	5,171	1,057	881	127	17.0
国見町	10,341	3,709	983	643	329	17.3
川俣町	16,204	5,411	915	453	0	8.4
二本松市	61,137	18,076	810	4,730	950	26.2
大玉村	8,638	2,045	649	502	45	24.0
本宮市	31,858	9,325	802	2,149	490	23.0
郡山市	334,909	149,556	1,223	19,050	8,241	12.9
須賀川市	79,844	26,723	917	3,763	982	14.1
鏡石町	13,011	4,288	903	631	288	14.7
天栄村	6,623	1,794	742	266	110	14.8
石川町	18,173	5,492	828	591	0	10.9
玉川村	7,499	1,950	712	188	0	9.8
平田村	7,182	1,372	523	179	0	13.3
浅川町	7,277	2,010	757	267	0	13.7
古殿町	6,575	1,588	662	170	0	10.9
田村市	42,885	9,951	636	2,208	505	22.9
三春町	19,391	5,950	841	1,745	129	29.3
小野町	11,957	3,164	725	483	0	15.3
白河市	65,651	23,331	974	3,134	880	13.0
西郷村	19,635	5,967	833	940	367	15.3
泉崎村	6,957	1,475	581	190	0	13.0
中島村	5,427	814	411	125	0	15.4
矢吹町	18,270	4,922	738	618	123	12.6
棚倉町	15,589	4,945	869	512	0	10.4
矢祭町	6,757	1,295	525	188	0	14.5
塙町	10,271	3,154	841	368	0	11.7
鮫川村	4,267	587	377	100	0	17.0
会津若松市	128,568	54,197	1,155	9,653	2,980	17.8
磐梯町	3,879	1,438	1,016	210	8	14.6
猪苗代町	16,654	6,529	1,074	1,246	462	19.1
会津坂下町	18,210	5,526	831	897	424	16.2
湯川村	3,628	864	652	201	96	22.3
柳津町	4,319	1,080	685	204	0	18.9
三島町	2,172	618	780	102	0	16.5
金山町	2,702	677	686	163	110	23.4
昭和村	1,645	375	625	74	0	19.7
会津美里町	24,422	7,539	846	1,210	264	16.0
喜多方市	54,534	18,642	937	2,458	744	13.1
北塩原村	3,393	1,416	1,143	107	48	7.6
西会津町	8,144	1,993	670	430	195	23.5
下郷町	6,999	2,310	904	409	0	17.7
南会津町	19,241	7,317	1,042	1,036	0	14.2
只見町	5,261	1,819	947	278	0	15.3
檜枝岐村	626	303	1,326	57	0	18.8
南相馬市	72,333	25,926	982	4,381	1,781	16.9
飯館村	6,699	706	289	293	0	41.8
相馬市	38,859	15,045	1,061	2,071	495	13.9
新地町	8,533	1,597	513	314	0	19.7
広野町	5,551	1,554	767	172	0	11.1
楡葉町	8,174	2,220	744	273	0	12.3
富岡町	15,893	4,952	854	632	162	12.8
川内村	3,191	487	418	76	0	15.7
大熊町	11,120	3,694	910	399	113	10.8
双葉町	7,290	2,012	756	298	138	15.9
浪江町	21,762	6,044	761	553	0	9.1
葛尾村	1,616	169	287	29	0	17.2
いわき市	347,803	151,263	1,192	26,177	13,770	17.3



2 図3-7 市町村別の1人1日当たりのごみ排出量、リサイクル率(平成20年度)

3

4

エ ごみの最終処分の状況

最終処分量の推移は図3-8のとおり毎年度着実に減少しています。

平成20年度の最終処分量9万8千トンの内訳をみると、焼却残さ量が7万3千トンで最も多く、次いで粗大ごみ処理施設や資源化等を行う施設からの処理残さ物の最終処分量（焼却以外の残さ量）が1万6千トン、直接最終処分量が9千トンとなっています。

なお、一般廃棄物最終処分場（以下第3章の本文中では「最終処分場*」という。）は平成21年3月末現在で稼働しているものは県全体で22施設あり、その残余容量の合計は1,536.7千m³となっています（表3-5）。一般廃棄物の場合、市町村等が管轄区域内で処理を完結することが原則（自区域内処理の原則）であるため、最終処分場の残余年数はそれぞれの処分場ごとに算定する必要がありますが、県全体で試算した場合には平成20年度最終処分量から推定すると、残余年数は約15.7年となります。

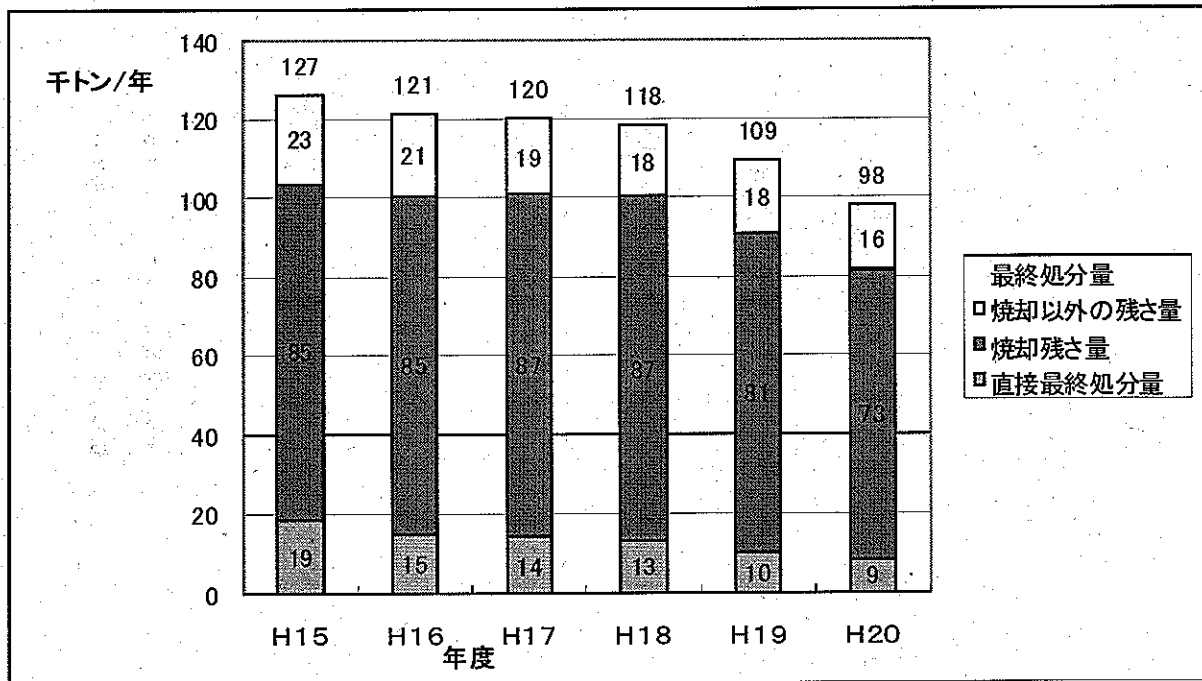


図3-8 最終処分量の推移

(2) ごみ処理費用及びごみ処理有料化の状況

ア ごみ処理費用

一般廃棄物処理事業の経費のうち、し尿を除くごみ処理・維持管理経費の推移は図3-9のとおりです。平成18年度以降、施設の改修や維持管理費の増加等により、ごみ処理・維持管理費は増加傾向にあり、平成20年度における県民1人当たりのごみ処処理・維持管理費は10,909円となっています。

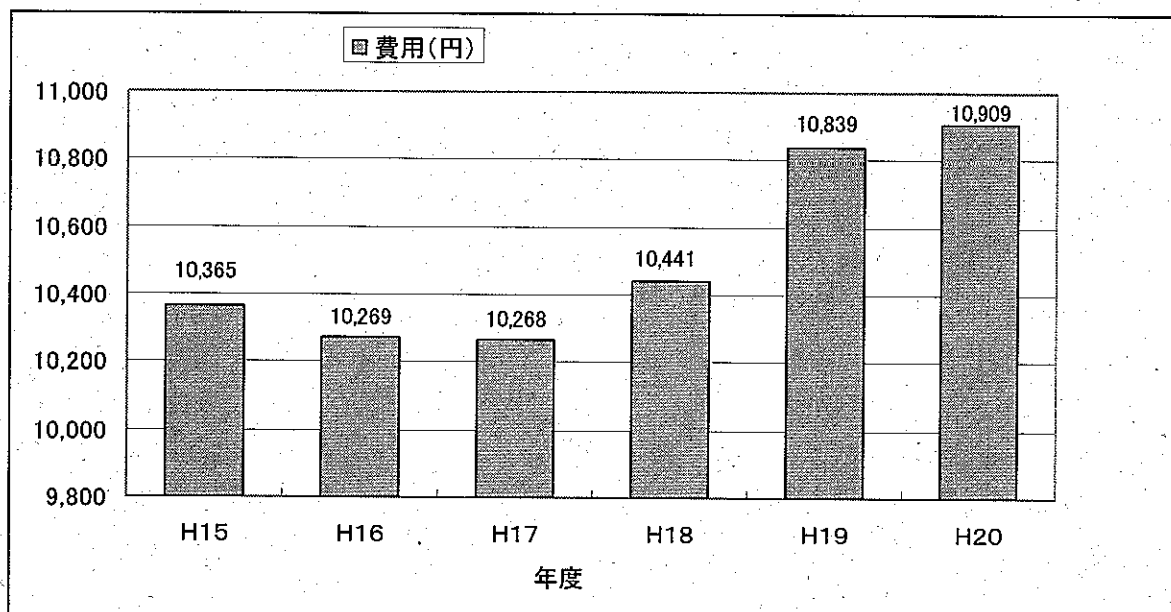


図 3-9 ごみ処理・維持管理費の推移

イ ごみ処理有料化の状況

県内のごみ処理有料化は平成 6 年 4 月に北塩原村が最初に取り組みを開始し、平成 21 年度末現在、ごみ処理有料化を実施しているのは表 3-2 のとおり、27 市町村あります。

表 3-2 ごみ処理有料化の状況（平成 21 年度末現在）

導入状況	市町村数	割合 (%)
有料化実施	27	46
有料化未実施	32	54

ごみ処理有料化実施の有無とごみ排出量の関係については、表 3-3 のとおりで、ごみ処理有料化を実施している市町村における 1 人 1 日当たりのごみ排出量は、有料化を実施していない市町村に比べ、318g/人・日少なくなっています。また、人口区分ごとにみても、同様の傾向となっています。

表3-3 ごみ処理有料化の実施の有無による1人1日当たりのごみ排出量
(平成20年度、単位：g/人・日)

	有料化実施(A)	有料化未実施(B)	差(A-B)
1人1日当たりのごみ排出量	774 (27)	1,092 (32)	-318
人口区分			
50,000人以上	974 (1)	1,128 (9)	-154
10,000人以上～50,000人未満	778 (11)	947 (10)	-169
5,000人以上～10,000人未満	618 (11)	716 (6)	-98
5,000人未満	584 (4)	773 (7)	-189

注) ()内は市町村数を表します。

(3) ごみ処理施設の設置状況

収集されたごみは中間処理及び焼却処理を経て、焼却灰等を最終処分場に埋め立てて処理されます。県内のごみ処理は平成20年度末現在、6市村及び13の一部事務組合で実施されています。焼却施設等のごみ処理施設は、市町村単独又は一部事務組合で整備が進められ、県内における平成20年度末における焼却施設等の設置状況は表3-4のとおりで、最終処分場の設置状況は表3-5のとおりです。

また、ごみ処理は市町村等が管轄区域内で処理を完結することが原則(自区域内処理の原則)ですが、一部の市町村等では管轄区域外で最終処分が行われています。

表3-4 ごみ処理施設の設置状況(平成20年度末)

分類	施設数	処理能力
ごみ焼却施設	24	3,006t/日
粗大ごみ処理施設(資源化施設)	14	476t/日
粗大ごみ処理施設以外の資源化等施設	28	332.3t/日
資源化を行わない粗大ごみ処理施設	1	5t/日
合計	67	3,819.3t/日

表 3-5 一般廃棄物最終処分場の設置状況（平成20年度末）

施設の状況	施設数	残存容量 (m ³)
埋立中	22	1,536,715
埋立終了	33	0
建設中	0	0
合計	55	1,536,715

(4) 生活排水処理の状況

平成21年度末の生活排水処理の状況は表3-6のとおりで、汚水処理人口*は、1,499,693人、汚水処理人口普及率は73.1%となっています。

表 3-6 生活排水処理の状況（平成21年度末）

	下水道	農業集落排水施設	合併処理浄化槽	その他	汚水処理人口計	県人口
人口(人)	987,544	134,402	373,683	4,064	1,499,693	2,051,626
汚水処理人口普及率(%)	48.1	6.6	18.2	0.2	73.1	—

注1) その他：林業集落排水施設、簡易排水施設、コミュニティ・プラント*

注2) 汚水処理人口普及率：下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽等処理施設による整備人口の行政人口に対する割合

福島県では、生活環境の改善や公共用水域の水質保全等を目的とした生活排水等の処理施設整備を、効率的・経済的に進めるため、平成7年に「福島県全域下水道化構想」を策定し、下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽*等の役割分担のもと、生活排水処理の事業を推進してきましたが、近年の本格的な人口減少社会の到来、県・市町村の厳しい財政状況等の社会経済情勢の変化や市町村合併による市町村計画の見直し等を踏まえ、平成22年7月に、目標年度を2030年代初頭とした「ふくしまの美しい水環境整備構想」を策定しました。今後はこの構想を基本とし、下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽等の整備を実施していきます。

(5) 生活排水処理施設等の設置状況

下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽等のそれぞれの処理施設の推移は表3-7のとおりです。

表 3 - 7 生活排水処理施設整備の推移

(単位：%)

年度	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1
下水道	42.6	44.1	45.7	47.1	48.1
農業集落排水施設	5.9	6.2	6.2	6.4	6.6
合併処理浄化槽	16.0	16.7	17.5	17.5	18.2
その他	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
合計	64.8	67.2	69.6	71.2	73.1

注) その他：林業集落排水施設、簡易排水施設、コミュニティ・プラント

浄化槽の設置状況の推移は図 3 - 1 0 のとおりで、平成 2 1 年度末現在、県内に 271, 027 基設置されており、そのうち合併処理浄化槽が 90, 508 基 (33%)、単独処理浄化槽が 180, 519 基 (67%) 設置されています。

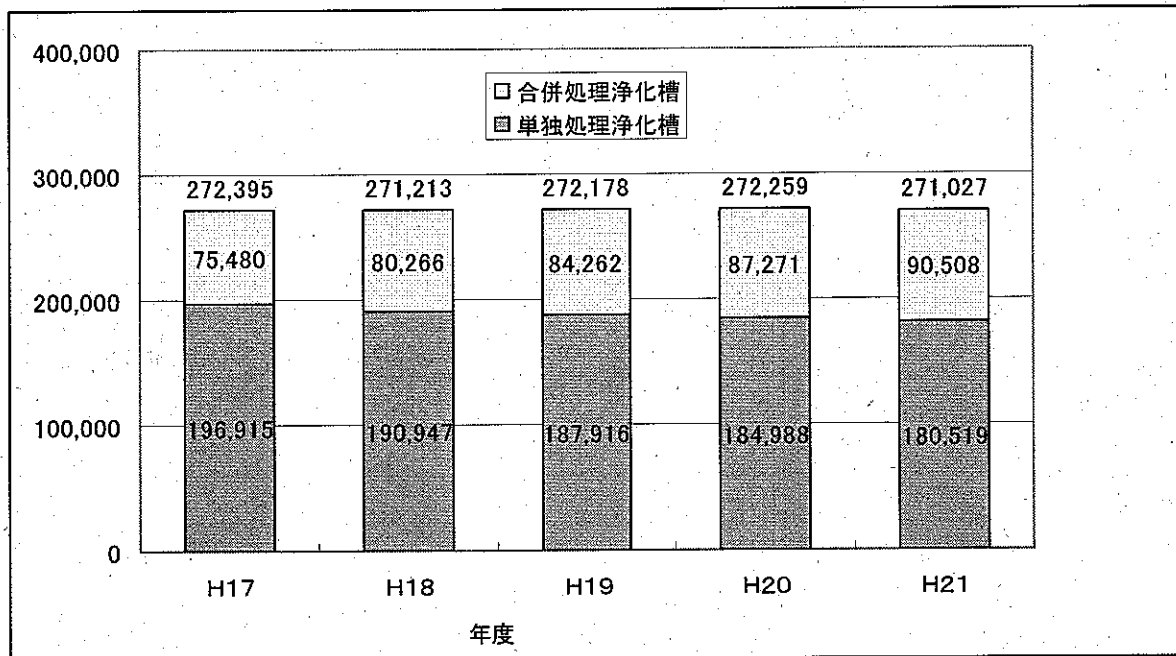


図 3 - 1 0 浄化槽の設置状況の推移

また、県内におけるし尿・浄化槽汚泥の処理は、単独の 3 市町村及び 1 5 の一部事務組合の合計 1 8 市町村等で行われています。し尿処理施設は市町村又は一部事務組合で整備が進められ、平成 2 0 年度末におけるし尿処理施設の状況は表 3 - 8 のとおりです。

表 3-8 し尿処理施設の設置状況（平成 20 年度末）

分類	施設数	処理能力
し尿処理施設	23	2, 106 kℓ/日
コミュニティ・プラント	3	計画処理人口 5, 614人
合計	26	

2 一般廃棄物の目標達成状況と将来予測

(1) ごみ処理の目標達成状況

旧処理計画では、計画目標年度である平成 22 年度におけるごみ処理については、① 1 人 1 日当たりのごみの排出量（978g/人・日以下）、② リサイクル率（26%以上）、③ 1 日当たりの最終処分量（225t/日以下）の 3 つの指標について目標値を設定しました。

これらの目標値について将来予測に基づく平成 22 年度の予測値と比較すると、表 3-9 のとおり、1 日当たりの最終処分量については目標値を達成する見込みですが、1 人 1 日当たりのごみ排出量とリサイクル率は目標値を達成できない見込みとなっています。

表 3-9 ごみ処理の目標値と予測値との比較

	予測値	目標値
	平成 22 年度	平成 22 年度
1 人 1 日当たりのごみ排出量 (g/人・日)	1,022 (972)	978 (930)
リサイクル率 (%)	17.1	26.0
1 日当たりの最終処分量 (t/日)	211	225

注) 旧処理計画では、「1 人 1 日当たりのごみ排出量」は「計画処理量+直接搬入ごみ量+自家処理量」で設定していました。現在(平成17年度以降)のごみ排出量の定義は、「計画処理量+直接搬入ごみ量+集団回収量」となっています。表 3-9 中の () は、旧処理計画における目標値と予測値を示しています。

(2) ごみ処理の将来予測

平成 27 年度までの一般廃棄物の排出量等について、将来のごみ排出量と市町村における今後のごみ処理量に関する計画値から試算した予測値は表 3-10 のとおりです。

平成 27 年度における予測値を平成 20 年度と比較すると、ごみ排出の減量化とリサイクルの進行により、資源化量及びリサイクル率は増加しますが、それ以外の項目については、減少すると予測されています。

表3-10 ごみ排出量等の将来予測結果（市町村の計画から予測）

項目	年度	市町村における今後の処理量の計画値からの試算							
	実績	20	21	22	23	24	25	26	27
ごみ排出量(千t/年)	782	770	764	751	737	724	711	699	
1人1日当たりのごみ排出量(g/人・日)	1,036	1,029	1,022	1,010	998	987	975	964	
資源化量(千t/年)	121	126	131	133	134	134	135	136	
リサイクル率(%)	15.5	16.3	17.1	17.7	18.1	18.6	19.0	19.4	
最終処分量(千t/年)	98	88	77	77	77	76	76	76	
1日当たりの最終処分量(t/日)	268	240	211	211	210	210	209	209	

注) ごみ排出量は現在(平成17年度以降)の定義「計画処理量+直接搬入ごみ量+集団回収量」に基づく値です。

(3) 生活排水処理の整備構想

平成22年7月に策定した「ふくしまの美しい水環境整備構想」では、汚水処理人口普及率を2030年代初頭で概ね100%とすることで、下水道、農業集落排水施設及び合併処理浄化槽等のそれぞれの特性を活かしながら、整備を進めていくこととしています。

表3-11 汚水処理人口普及率の整備構想

	平成20年度	平成26年度	平成31年度	最終
下水道(%)	47.1	52.0	56.1	68.7
農業集落排水施設(%)	6.4	6.9	7.1	7.7
合併処理浄化槽(%)	17.5	20.6	23.0	23.3
その他(%)	0.2	0.2	0.2	0.3
合計(%)	71.2	79.7	86.4	100.0
処理人口(人)	1,470,070	1,584,862	1,656,245	1,648,516
県人口(人)	2,063,769	1,988,377	1,916,600	1,648,516

注1) その他：林業集落排水施設、簡易排水施設、コミュニティ・プラント。

注2) 県人口について、平成20年度は住民基本台帳ベース、平成26年度及び平成31年度は国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口(平成20年12月推計ベース)、また、最終人口は同研究所の2035年推計人口で記載しています。

「ふくしまの美しい水環境整備構想」においては、整備目標(汚水処理人口普及率)を以下のとおりとしています。

平成26年度末（2014年）	80%以上
平成31年度末（2019年）	87%以上
2030年度初頭	概ね100%

第2節 一般廃棄物に関する課題

1. ごみ処理に関する課題

旧処理計画では、一般廃棄物の減量化等の目標値を定め、この目標実現のため、各種施策に取り組んできたところですが、目標達成状況や社会情勢の変化等を踏まえ、これまでの取組みを検証した結果、ごみ処理に関する主な課題は以下のとおりです。

○課題1 ごみ排出量等の状況について

本県のごみ排出量は平成18年度以降減少傾向にありますが、旧処理計画の目標年度である平成22年度において、1人1日当たりのごみ排出量とリサイクル率は目標値が達成できないと見込まれています。また、平成20年度の実績でも、1人1日当たりのごみ排出量は全国平均を上回り、リサイクル率は全国平均を下回る状況となっています。このため、今後とも行政、住民、地域、事業者が一体となって、3R（①リデュース*（発生抑制）、②リユース*（再使用）、③リサイクル*（再生利用））に関する取組みを推進し、ごみ排出量の減量、再生利用の推進、最終処分量の削減に取り組んでいく必要があります。

○課題2 ごみ処理施設の効率的な整備及び適切な維持管理について

ごみ排出量は減少傾向にありますが、ごみを適切に処理するため、既存施設の更新時期等を考慮し、計画的かつ効率的に施設整備を推進する必要があります。また、施設整備に当たっては、平成22年3月に見直した「ごみ処理広域化計画」を踏まえ、広域的な観点からの検討も必要です。

さらに、ごみ処理施設については、各種基準を遵守するほか、今後、維持管理や更新に係るコスト増加が見込まれることから、適切な維持管理が求められています。

○課題3 ごみの適正処理について

ごみの不法投棄等不適正処理を防止するため、県民、市町村、事業者、県が連携して不法投棄防止の普及啓発や不法投棄しにくい環境づくりが必要です。

また、家庭等医療機関以外の場所で医療措置を行う在宅医療が進んでおり、在宅医療廃棄物を適正に処理するための体制整備が必要です。

さらに、大規模な地震や水害等の災害時には、通常どおりの廃棄物処理が困難になるとともに、大量の廃棄物が発生することから、災害時の廃棄物処理体制を

1 整備しておく必要があります。

2 加えて、一部の市町村では災害廃棄物処理計画が未策定であるほか、適切に見
3 直しながなされていない市町村もあることから、災害廃棄物処理計画の策定や適切
4 な見直しが必要です。

5 6 2 生活排水処理に関する課題

7 ○課題1 生活排水の適正処理について

8 貴重な水資源や水環境を保全するためには、生活排水を適正に処理した上で、公
9 共用水域へ放流することが必要です。

10 特に、水質汚濁防止法に基づき、生活排水による水質汚濁負荷の割合が高く、
11 水質環境基準を達成していない地域を生活排水重点地域に指定しており、今後も
12 継続して生活排水対策を実施するとともに、生活排水処理施設の整備を重点的に
13 進める必要があります。

14 生活排水処理施設には、下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽等があり
15 ますが、合併処理浄化槽は、県全体の浄化槽の約3割であり、単独処理浄化槽が
16 約7割を占めています。単独処理浄化槽では台所や風呂等の排水は未処理で放流
17 され、河川等の汚濁の大きな要因になっていることから、合併処理浄化槽への転
18 換を図る必要があります。

19 20 ○課題2 生活排水処理施設等の効率的な整備について

21 生活排水処理施設の整備については、地域の特性に合わせ、下水道、農業集落排
22 水施設、合併処理浄化槽等のそれぞれの特性を活かした効率的な推進が必要です。
23 その際、下水道、農業集落排水施設等の集合処理施設については、各家庭等と
24 集合処理施設との接続率向上を図る必要があります。

25 また、し尿処理施設について、既存施設の更新時期等を考慮し、計画的かつ効率
26 的に施設整備を推進する必要があります。施設整備に当たっては広域的な施設整備
27 の観点からの検討や、メタン・リンの回収設備の設置や、廃棄物バイオマスの利活
28 用の観点からの検討も必要です。

29 さらに、大規模な災害発生時における生活排水処理に支障が生じないようにする
30 ための処理体制づくりを進める必要があります。

31 32 ○課題3 生活排水処理施設等の適切な維持管理について

33 生活排水処理施設等の能力を発揮させるため、処理方式に応じた施設の適切な維
34 持管理を行うことが必要です。

35 合併処理浄化槽については、浄化槽法に基づく法定検査として、施設の使用開
36 始後3月を経過した日から5月以内に浄化槽の所期の機能が発揮されていること
37 を確認する検査(7条検査)と、毎年1回浄化槽の性能が正常に維持されている
38 ことを確認する検査(11条検査)を行う必要があります。本県における11条
39 検査の実施率は全国平均を下回っている現状を踏まえ、生活排水を適切に処理す
40 るため、適正な維持管理やその状況を確認する11条検査受検の実施をさらに促

1 進していく必要があります。

2 また、し尿処理施設については、各種基準を遵守するよう適切に維持管理を行
3 う必要があります。

5 第3節 一般廃棄物に関する目標と方策

6 1 施策の基本的な方針

7 前節の一般廃棄物に関する課題を踏まえ、以下の事項を施策の基本的な方針と
8 して取り組んでいくこととします。

9 (1) ごみ処理について

10 ①ごみの発生抑制、再生利用の推進、最終処分量の削減の推進

11 ②ごみ処理施設の効率的な整備及び適切な維持管理の促進

12 ③ごみの適正処理の推進

13 (2) 生活排水処理について

14 ①生活排水の適正処理の推進

15 ②生活排水処理施設等の効率的な整備の促進

16 ③生活排水処理施設等の適切な維持管理の促進

18 2 一般廃棄物に関する目標

19 (1) ごみ処理に関する目標

20 旧処理計画においては、平成22年度におけるごみ処理について、①1人1日
21 当たりのごみの排出量、②リサイクル率、③1日当たりの最終処分量の3つの指
22 標について、目標値を設定しましたが、本計画においてもこれらを目標指標とし、
23 将来予測や国の基本方針における考え方を基本とし、以下のとおり目標値を設定
24 します。

26 ア 1人1日当たりのごみの排出量 (g/人・日)

27 (ごみの総排出量÷総人口÷365)

28 平成27年度における本県のごみ排出量は6.9万9千トン(1人1日当たり
29 排出量964g/人・日)と予測されています。

30 国の基本方針では、平成27年度のごみの排出量を、平成19年度比5%削
31 減としています。これを本県の平成19年度のごみ排出量約8万1千4百トンに
32 当てはめて試算すると約7万7千3百トン(1人1日当たり排出量で1,072
33 g/人・日)となり、平成27年度の見込みを上回っています。

34 ごみの排出削減、減量化は、県民一人ひとりの取組みが重要であることから、
35 県民にわかりやすくかつ取り組みやすい目標として設定する必要があります。

36 一方で、本県の平成20年度の1人1日当たりのごみ排出量は全国平均を上
37 回っており、ごみの排出削減をさらに推進する必要があります。こうしたこと
38 から、国の基本方針においては排出量を平成19年度に対し5%削減すること
39 としていますが、本計画においては、平成27年度の1人1日当たりのごみ排
40 出量の予測値964g/人・日から概ね5%、約50g削減し、915g/人・

日とすることを目標とします。

イ リサイクル率 (%)

$((\text{資源化量} + \text{集団回収量}) \div (\text{ごみ処理量} + \text{集団回収量})) \times 100$

国の基本方針では、平成27年度の再生利用率を25%に増加することとしています。旧処理計画における目標値は26%でしたが、平成27年度の予測値は19.4%となっています。

こうしたことから、本計画においては、旧処理計画の目標値26%を平成27年度の目標値とします。

ウ 1日当たりの最終処分量 (t/日) (年間最終処分量 ÷ 365)

平成27年度における1日当たりの最終処分量は209トン/日(7万6千トン/年)と予測されています。ごみ排出量削減を推進するため、平成27年度のごみ排出量の目標を予測量から概ね5%削減した量としたことから、1日当たりの最終処分量の目標値も予測値から概ね5%削減した200トン/日(7万3千トン/年)とします。

なお、福島県総合計画「いきいき ふくしま創造プラン」は、計画の最終年度である平成26年度における各種指標の目標値を定めていることから、平成26年度における廃棄物処理計画の目標値についても上記と同様の方針で以下のとおり設定します。

表3-12 ごみの排出量等の目標値

	平成20年度	平成22年度	平成26年度	平成27年度	
	現状	目標	目標	将来予測	目標
1人1日当たりのごみ排出量(g/人・日)	1,036	978	926	964	915
リサイクル率 (%)	15.5	26.0	24.5	19.4	26.0
1日当たりの最終処分量(t/日)	268	225	200	209	200

3 目標実現のための施策

目標実現のため、県は以下の施策に取り組んでいくこととします。

(1) ごみの発生抑制、再生利用の推進、最終処分量の削減の推進

ア ごみゼロ社会への取り組み

(ア) 意識啓発の推進

○使い捨て型のライフスタイルから脱却するため、ごみ減量化やリサイクルなどに関する様々な情報発信や「もったいない運動」等の促進などにより、ごみの発生抑制、減量化について啓発を図ります。

○毎年10月を「うつくしま、ごみ減量化・リサイクル月間」としていることから、県民、市町村、事業者等と連携し、ごみ減量化・リサイクル推進の運動を展開します。

1 (イ) 日常生活での取組みの推進

2 ○買い物段階でのごみの発生抑制のため、市町村、小売店と連携し、マイバッ
3 グ・マイバスケットの取組みや過剰包装防止の取組みを促進します。また、
4 マイ箸、マイカップなどごみ減量化につながる取組みを促進します。

5 ○生ごみは重量比でごみ全体の約4割を占めていることから、「食べ物を大切
6 にする」という意識醸成や生ごみの水切りの徹底など生ごみの減量化の取組
7 みの普及・啓発を図ります。また、地域ぐるみでの生ごみのたい堆肥化の取
8 組みが広まるよう情報交換を促進します。

9 (ウ) 地域での取組みの推進

10 ○再生利用の推進や分別等への意識を醸成するため、自治会、子供会、NPO
11 などによる古紙や空き缶などの資源物の集団回収が進むよう、市町村等に対
12 し、各地域での取組事例等の紹介などを行います。

13 (エ) 事業者の取組みの推進

14 ○ごみの約3割を占める事業系一般廃棄物の減量化のため、事業者に対し、ご
15 みの発生抑制や減量化の実践事例を紹介するなどして、事業系ごみ削減の取
16 組みを促進します。

17 (オ) 再生利用の推進

18 ○資源の有効利用を図るため、リサイクル製品等を積極的に使用することが必
19 要であることから、リサイクル製品等の使用促進に努めます。また、循環資
20 源を利用して製造された優良な製品について「うつくしま、エコ・リサイク
21 ル製品」*の認定を行うとともに、認定製品の積極的な使用を促進すること
22 とします。

23 ○県民、事業者、市町村が製品を購入する際、価格、品質だけでなく、環境に
24 配慮した再生品を優先して購入するグリーン購入*を促進します。また、県
25 は、環境に配慮した再生品を優先的に購入するよう努めます。

26 (カ) 各種リサイクル法に基づく再生利用の推進

27 ○容器包装リサイクル法*、家電リサイクル法*、食品リサイクル法*、自動車
28 リサイクル法*、建設リサイクル法*及び資源有効利用促進法*の各種リサイ
29 クル法について、県民、事業者に周知を図るとともに、関係事業者に対し、
30 法律が遵守されるよう指導を行います。特に容器包装廃棄物については、家
31 庭ごみの容積比で約6割、重量比で約2～3割を占めることから、ごみ減量
32 化や再生利用を推進するため、福島県分別収集促進計画*（第6期）を踏ま
33 え、市町村及び関係者と連携し減量化や分別の徹底について普及・啓発を図
34 ります。

35
36 イ 経済的手法の検討

37 ○ごみ処理の有料化は、ごみの排出量に応じた負担の公平化や、ごみの発生抑
38 制への意識改革につながることから、平成19年6月に国が示した「一般廃
39 棄物処理有料化の手引き」を踏まえ、市町村等に対し情報提供を行うなど
40 より、ごみ処理有料化の取組みを促進します。

1 ○ごみ処理に要するコストの把握は効率的なごみ処理のための施策への反映が
2 期待されることから、平成19年6月に国が一般廃棄物処理事業のコスト分
3 析に関する標準的な手法として示した「一般廃棄物会計基準」により、市町
4 村等が行うコスト分析を促進します。また、一般廃棄物の標準的な分別収集
5 区分及び適正な循環的利用や適正処分の考え方を示した国の「市町村におけ
6 る循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」を踏まえて、
7 市町村等によるごみの循環的利用や適正処分等の取組みを促進します。

8 9 ウ 市町村等への技術的支援等

10 ○市町村等が地域の状況に応じた処理体制や施設の整備等を推進するため、一
11 般廃棄物処理計画を策定するに当たり、技術的な支援を行っていきます。

12 ○1人1日当たりのごみ排出量やリサイクル率が市町村間で差があることか
13 ら、市町村の取組状況等を取りまとめ情報提供します。

14 15 (2) ごみ処理施設の効率的な整備の促進及び適切な維持管理について

16 ○ごみ処理施設については、既存施設の更新時期等を考慮し、計画的かつ効率的
17 に整備する必要があることから、市町村等に対し、技術的な助言等を行います。

18 ○ごみ処理施設の整備に当たっては、「福島県ごみ処理広域化計画」*（平成2
19 2年3月見直し）を踏まえ、平成29年度までは現行の施設を維持しますが、
20 平成30年度以降の整備について、ごみ処理事業主体間で可能な限り施設の更
21 新時期の調整を行い、集約化が図られるよう市町村等へ情報提供を行います。

22 ○ごみ処理施設については、今後、維持管理や更新に係るコスト増加が見込まれ
23 ることから、施設の長寿命化・延命化のために、国の基本方針にも盛り込まれ
24 たストックマネジメント*手法の導入について市町村等へ情報提供を行います。

25 ○ごみ処理施設の適正な維持管理を徹底させるため、立入検査等の監視指導を実
26 施します。

27 ○地球温暖化対策のため、ごみの焼却処理について、ごみ発電*等の導入等余熱
28 利用の促進を図ります。また、生ごみ、木くず、し尿処理汚泥、浄化槽汚泥等
29 廃棄物系バイオマス*の利活用の施設設置を促進します。

30 31 (3) ごみの適正処理の推進について

32 ア 在宅医療廃棄物の処理対策について

33 ○在宅医療の進展に伴い増加が予想される在宅医療廃棄物について、収集運搬
34 時の針刺し事故の防止等適正処理が行われるよう、国の「在宅医療廃棄物処
35 理に関する取組推進の手引き」等を踏まえ、医師会や薬剤師会等関係団体と
36 協議を行い、市町村が地域の状況に応じた在宅医療廃棄物処理の体制を確立
37 できるよう処理の方向性を示します。また、市町村等の一般廃棄物処理計画
38 へ盛り込むことを促進します。

39 イ 災害廃棄物の適正処理について

40 ○大規模な災害発生時には、廃棄物処理が困難になるとともに、大量の廃棄物

1 が発生するため、市町村等に対し、廃棄物処理の広域的な連携体制の構築、
2 広域圏ごとに一定程度余裕を持った焼却施設や最終処分場、災害用ストック
3 ヤード等の整備を促進します。

4 ○市町村及び関係団体の連携を図り、災害時における廃棄物の処理体制整備に
5 努めます。

6 ○災害廃棄物処理計画が未策定の市町村に対しては、策定を促進するとともに、
7 すでに策定済みの市町村に対しては適切に見直しが行われるよう促進しま
8 す。

9 ウ その他

10 ○新型インフルエンザ発生時にごみ処理が着実に継続されるよう、平成21年
11 3月に国が示した「廃棄物処理における新型インフルエンザ対策ガイドライ
12 ンを踏まえ、市町村等における事業継続計画の策定等を促進します。

13 ○美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全
14 に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（海岸漂着物処理推進法*）
15 の施行により、県は新たに海岸漂着物対策に関する施策を策定することとさ
16 れたことから、関係市町村、住民その他関係者等からの意見も踏まえ、海岸
17 漂着物処理推進法に基づき海岸漂着物対策を推進するための地域計画の策定
18 を検討します。

20 (4) 生活排水の適正処理の推進

21 ○貴重な水資源の確保や良好な水環境を保全するために、浄化槽設置整備事業等
22 を積極的に推進するとともに、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を
23 促進します。

24 ○合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽について、法定検査の受検、定期的な清掃
25 の実施等適正な維持管理がなされるよう促進します。

26 ○猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群流域においては、水質悪化が懸念されていることか
27 ら、富栄養化防止等の水質保全を図るため、窒素、リンを除去する高度処理型
28 浄化槽の設置を促進します。

30 (5) 生活排水処理施設等の効率的な整備の促進について

31 ○し尿処理施設について、国の循環型社会形成推進交付金等の活用により、計画的に
32 施設の更新、改修等が行われるよう市町村等に対し技術的な助言等を行います。
33

34 ○市町村等の新たなし尿処理施設の整備に際しては、熱利用等のためのメタン回
35 収設備や、肥料原料として利用するためのリン回収設備等を導入するなど、資
36 源の有効利用を促進します。

37 ○大規模な災害発生時には、し尿処理が困難になることから、市町村等に対し、
38 し尿処理の広域的な連携体制の構築等を促進します。

1 (6) 生活排水処理施設等の適切な維持管理の促進について

2 ○浄化槽について、施設の性能が維持され生活排水が適切に処理されるよう、市
3 町村及び社団法人福島県浄化槽協会と連携し、県民・事業者へ浄化槽法に基づ
4 く法定検査や清掃の実施等適正な維持管理を促進します。

5 ○し尿処理施設の適正な維持管理を徹底させるため、立入検査等の監視指導を実
6 施します。

7
8 4 関係者の役割

9 目標実現のため、県民、事業者、市町村は、県の行う施策等に積極的に協力する
10 とともに、それぞれの立場で適切な役割分担により取り組んでいくことが重要です。

11 (1) 県民の役割

12 ○一般廃棄物の適正処理や再生利用に対する関心を持ち、理解に努めます。

13 ○マイバッグの持参、再生品の使用、ごみの発生量の少ない商品の購入等ごみの発
14 生抑制や再生利用に努め、ライフスタイルの見直しを行います。

15 ○「3R」や「もったいない」などを常に意識し、ものを簡単に捨てない、でき
16 るだけ長く使用するなど、ものを大切にし、無駄をなくす工夫をするとともに、
17 修理・修繕等による再使用に努めます。

18 ○生ごみの水切りによる減量化、たい肥化など身近なところからごみの発生抑制、
19 再生利用に努めます。

20 ○市町村が定める分別排出ルールに基づいた分別収集に協力します。

21 ○自治会、子供会、NPOなどによる古紙や空き缶などの資源物の集団回収活動
22 への参加に努めます。

23 ○容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、自動車リサイクル法、資源有効利
24 用促進法等各種リサイクル法への理解を深め、分別収集や適正処理に努めます。

25 ○生活排水処理施設の役割と必要性を理解し、合併処理浄化槽の設置や下水道、
26 農業集落排水施設等の集合処理施設への早期接続に努めます。また、浄化槽に
27 ついては、法定検査を受検する等の適正な維持管理に努めます。

28
29 (2) 事業者の役割

30 ○廃棄物の減量化や再生利用の必要性を認識し、事業活動に伴って生じた廃棄物
31 の発生抑制、減量化、再生利用及び適正処理に努めます。

32 ○廃棄物の減量化と再生利用に配慮した製品の製造、販売、使用に努めます。

33 ○ISO14001*やエコアクション2.1*などの環境マネジメントシステムを積極的に
34 導入し、廃棄物の減量化・再生利用に努めるとともに、環境に配慮した事業活
35 動の展開に努めます。

36 ○市町村が定める分別排出ルールに基づいた分別収集に協力します。

37 ○容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、自動車リサイクル法、食品リサイ
38 クル法、建設リサイクル法及び資源有効利用促進法への理解を深め、分別収集
39 や適正処理に努めます。

1 (3) 市町村の役割

- 2 ○一般廃棄物の処理責任者として、処理施設の耐用年数などを考慮した長期的視
3 点に立ち、循環型社会形成に対応した一般廃棄物処理計画を策定（改定）し、
4 計画に基づき、ごみの発生抑制、減量化、再生利用、適正処理を推進します。
- 5 ○廃棄物処理法に基づき、ごみ処理施設の維持管理等に関する情報の公開を行います。
6
- 7 ○ごみの発生抑制、減量化、再生利用、分別収集が促進されるよう、学校教育や
8 地域コミュニティ、NPO等と連携し、住民や事業者への普及啓発や、各主体
9 の自主的な取組みの促進に努めます。
- 10 ○生ごみのリサイクルはごみ減量化に効果的であることから、生ごみ処理機やコン
11 ポストの普及により、ごみ減量化のための生ごみのリサイクル促進に努めま
12 す。また、たい肥センターなどの整備の推進に努めます。
- 13 ○廃棄物・リサイクルに関する情報提供と、環境教育・環境学習の推進に努めま
14 す。
- 15 ○集団回収について、環境教育や地域コミュニティの連携の観点も含め、住民団
16 体や回収業者と連携し、積極的に取り組むものとしします。
- 17 ○ごみの不法投棄等不適正処理に対し、各市町村で設置している監視員や地域住
18 民、不法投棄等に関する情報提供協定を締結している事業者等との連携協力に
19 より、地域ぐるみで監視・通報体制を構築し、未然防止と早期発見に努めます。
- 20 ○ごみの発生抑制、再生利用の推進、費用負担の公平化及び住民の意識改革を進
21 めるため、ごみの有料化について、住民へ必要性の説明を行いながら、検討を
22 進めるよう努めます。
- 23 ○ごみの収集運搬から最終処分まで一連の処理について、原則として完結した処
24 理が行えるよう自区域内処理体制の整備に努めます。また、施設整備に当たっ
25 ては広域的な観点からの検討も行うものとしします。
- 26 ○災害発生時の廃棄物について適正な処理体制の確保に努めます。
- 27 ○生活排水処理施設の整備については、地域の特性に合わせ、下水道、農業集落排
28 水処理施設及び合併処理浄化槽等について、それぞれの特徴を生かした事業の効
29 率的な推進に努めます。
- 30 ○ごみやし尿の適正処理を行うとともに、ごみ処理施設及びし尿処理施設につ
31 いて適切に維持管理を行います。
- 32
33
34

1 第4章 産業廃棄物の処理

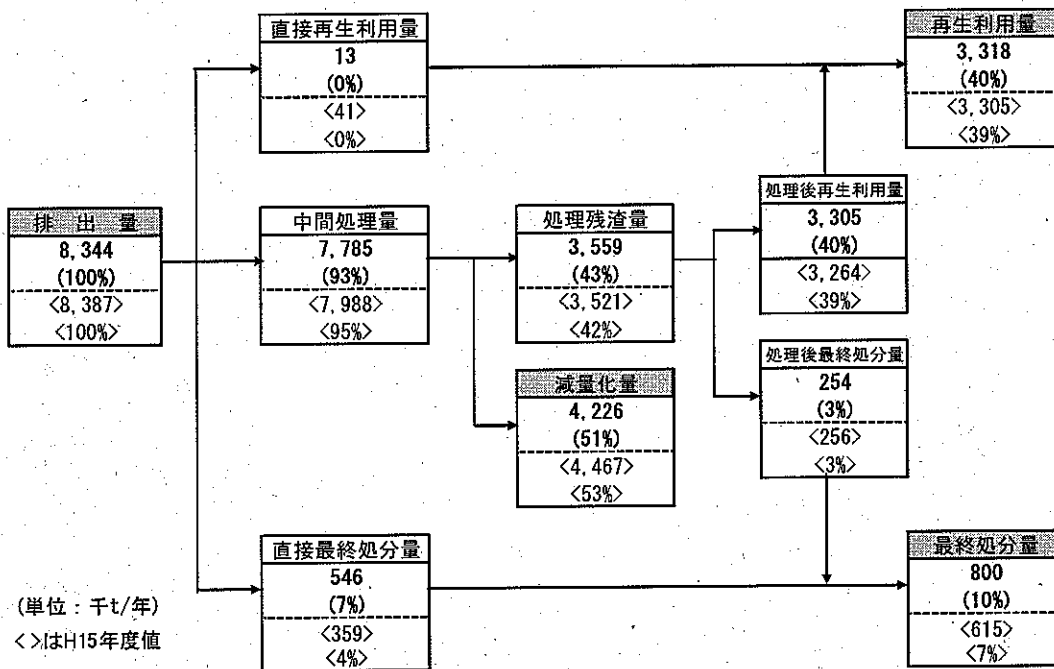
2 第1節 現状と将来予測

3 1 産業廃棄物の現状

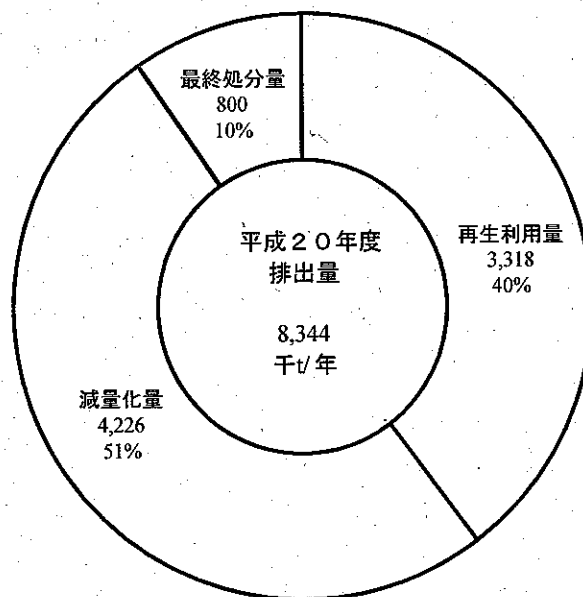
4 (1) 排出処理状況

5 平成20年度の産業廃棄物の処理フローは図4-1、処理状況は図4-2の
6 とおりで、排出量834万4千トンのうち、422万6千トンが脱水、焼却等の中
7 間処理により減量化されています。

8 再生利用量は、直接再生利用量と中間処理後再生利用量を合わせた331万8
9 千トン、最終処分量は、直接最終処分量と中間処理後最終処分量を合わせた80
10 万トンとなっています。

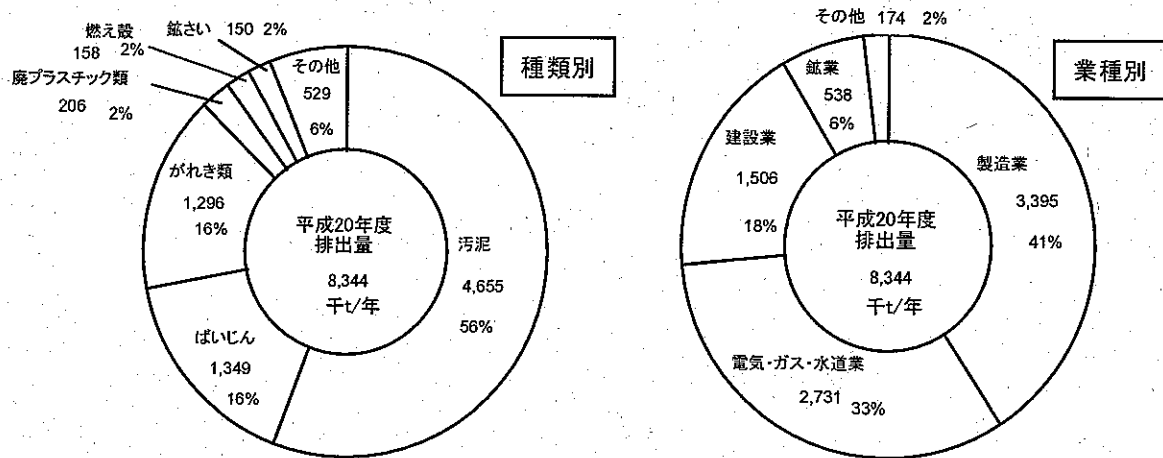


25 図4-1 産業廃棄物の処理フロー

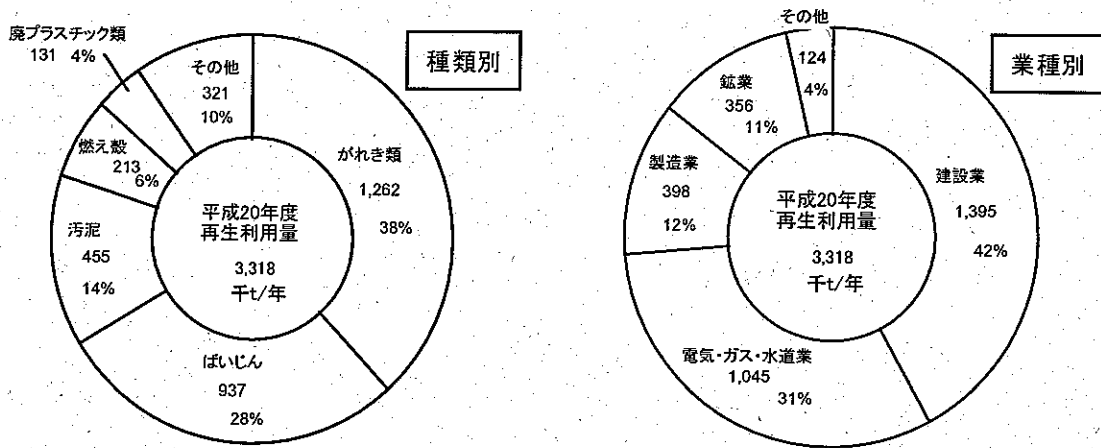


39 図4-2 産業廃棄物の処理状況

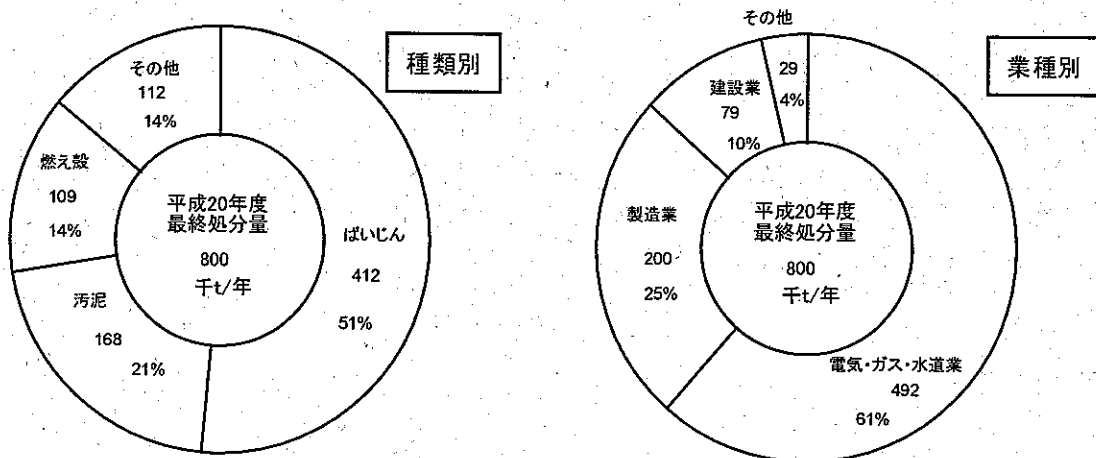
- 平成20年度の排出量、再生利用量、最終処分量における産業廃棄物の種類別、業種別
- の内訳は、図4-3～4-5のとおりとなっています。



3 図4-3 排出量



4 5 図4-4 再生利用量 (注) 種類は再生利用時点におけるものです。

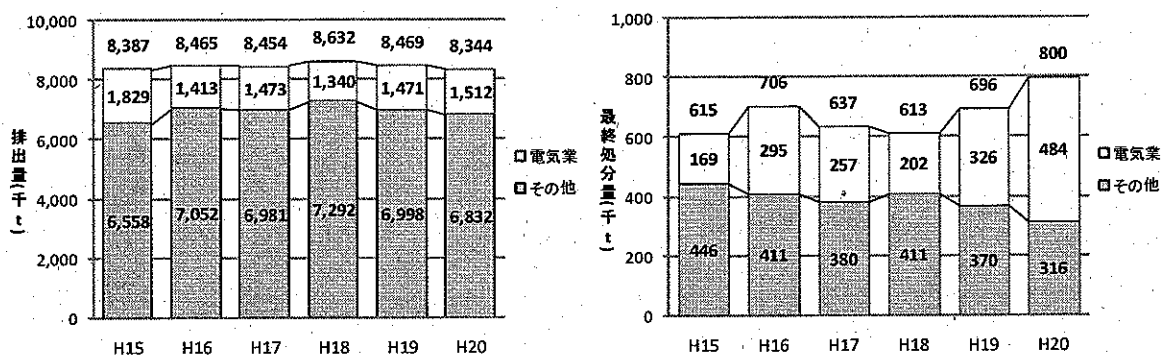


6 図4-5 最終処分量 (注) 種類は処分時点におけるものです。

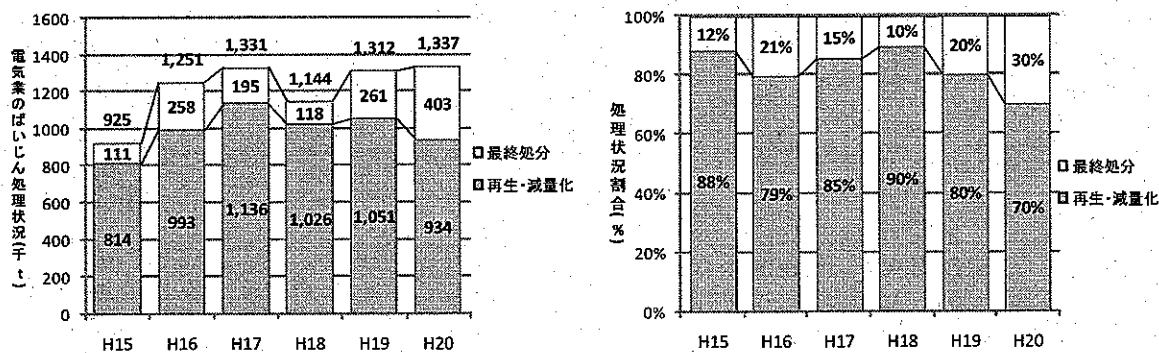
1 (2) 本県の排出・処理における特徴

2 本県には石炭火力発電所が多数立地している関係から、電気業の産業廃棄物、
 3 特にばいじん*の排出処理状況が、本県全体の排出処理状況に影響を与えている
 4 という特徴があります。排出量と最終処分量に対する電気業の影響は図4-6の
 5 とおりです。

6 電気業から排出されるばいじんの処理状況は図4-7のとおりです。ばいじんの
 7 多くはセメント原料などとして再生利用されていますが、近年は景気の影響な
 8 どのによるセメント需要の減少に伴い、再生利用される量が減り、その分、最終処
 9 分される量が増える傾向が見られます。



12 図4-6 排出量・最終処分量に対する電気業の影響



14 図4-7 電気業のばいじん処理状況

1 (3) 移動状況

2 ア 県内で発生した産業廃棄物の県外への搬出状況

3 平成20年度に産業廃棄物処分業者への委託処理を目的として県外へ搬出さ
4 れた量は143万4千トンで、その内訳は表4-1のとおりです。

6 表4-1 県内産業廃棄物の県外搬出量

(単位：t)

産業廃棄物の種類	県外搬出量合計	搬出目的	
		中間処理	最終処分
合計	1,433,858	1,426,654	7,204
燃え殻	81,089	79,584	1,505
汚泥	80,792	77,345	3,447
廃油	20,366	20,366	
廃酸	9,821	9,821	
廃アルカリ	21,241	21,241	
廃プラスチック類	100,691	100,044	647
紙くず	1,279	1,279	
木くず	3,764	3,760	4
繊維くず	162	159	3
動植物性残さ	5,925	5,925	
動物系固形不要物			
ゴムくず	7	7	
金属くず	33,337	33,336	1
ガラス陶磁器くず	9,299	9,228	71
鋳さい	112,680	112,585	95
がれき類	4,587	4,572	15
ばいじん	931,946	930,543	1,403
その他の産業廃棄物	16,872	16,859	13

29 注) 表中の空欄は、廃棄物が発生していないことを示します。以下同じ。

イ 県外で発生した産業廃棄物の県内への搬入状況

平成20年度に県内の産業廃棄物処分業者が処理受託した県外産業廃棄物の量は49万5千トンで、その内訳は表4-2のとおりです。

表4-2 県外産業廃棄物の県内搬入量

(単位：t)

産業廃棄物の種類	県外物受託量合計	受託の区分	
		中間処理	最終処分
合計	494,664	374,063	120,601
燃え殻	18,452	22	18,430
汚泥	38,508	25,429	13,079
廃油	13,054	13,054	
廃酸	3,380	3,380	
廃アルカリ	2,338	2,338	
廃プラスチック類	69,828	2,988	66,840
紙くず	5	5	
木くず	39,964	39,964	
繊維くず	1	1	
動植物性残さ	3,297	3,297	
動物系固形不要物			
ゴムくず			
金属くず	2,118	2,116	2
ガラス陶磁器くず	10,376	7,671	2,705
鉱さい	1,475	700	775
がれき類	44,233	37,560	6,673
ばいじん	116,327	112,884	3,443
その他の産業廃棄物	131,308	122,654	8,654

ウ 県内における移動状況

平成20年度に県内で発生した産業廃棄物の県内における移動状況は表4-3、4-4のとおりで、県内の各地域を越えて移動し処理されています。

排出事業者に対する意識調査では、図4-8のとおり、処理業者選定条件として距離の近さよりも処理の適正さや料金を重視しており、そのことが産業廃棄物が地域を越えて移動する要因になっていると考えられます。

表4-3 中間処理を目的とした移動状況

(単位:t)

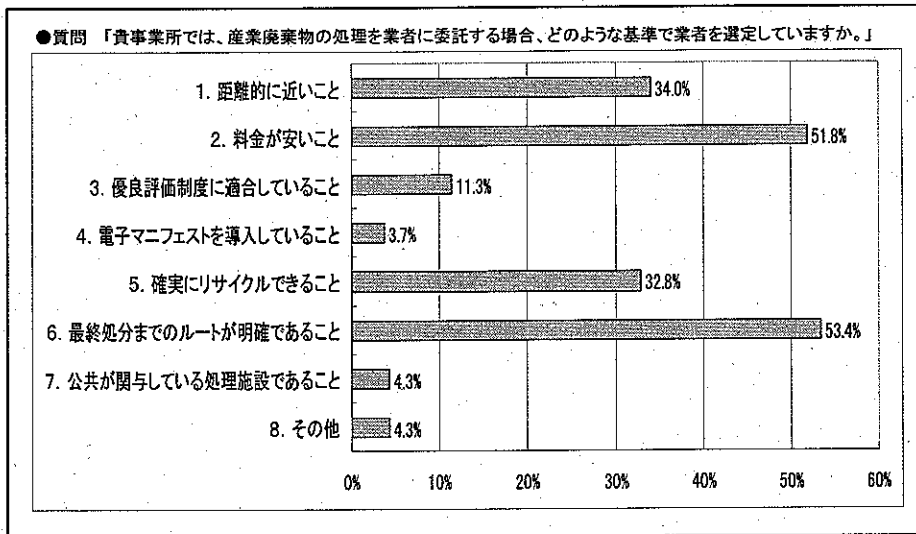
		処 理 地 域								計
		県北	県中	県南	会津	南会津	相双	郡山市	いわき市	
発 生 地 域	県北	282,598	14,475	11,131	4,614		12,770	44,999	5,148	375,736
	県中	4,657	56,076	23,271	1,152	8	6,372	69,371	777	161,683
	県南	1,979	8,282	99,362	593		130	2,022	1,266	113,633
	会津	3,494	1,893	9,089	152,831	7,686	941	2,720	743	179,397
	南会津	82	21	15	698	17,948	11	193		18,968
	相双	4,844	761	4,636	392		180,379	624	12,582	204,219
	郡山市	10,369	107,352	12,173	13,105		6,278	270,889	885	421,050
	いわき市	1,247	2,266	31,399	1,542		12,705	3,440	277,629	330,228
	不明	7,834	8,271	148	1,990	107	279	3,417	108	22,153
計		317,103	199,397	191,223	176,917	25,749	219,865	397,676	299,138	1,827,068

表4-4 最終処分を目的とした移動状況

(単位:t)

		処 理 地 域								計
		県北	県中	県南	会津	南会津	相双	郡山市	いわき市	
発 生 地 域	県北	17,400	43		568		6,789	669	7,575	33,045
	県中	1,913	53		40		3,903	3,542	8,906	18,356
	県南	3,226			1,353		1,941	246	6,728	13,494
	会津	14,927	11		13,024		9,629	545	1,131	39,267
	南会津	1,074			119			14	225	1,432
	相双	599	5		69		243,882	13	3,467	248,033
	郡山市	5,653	145		305		4,342	2,163	12,874	25,482
	いわき市	3,117			4,650		24,947	38	29,618	62,370
不明					426				5	431
計		47,909	258		20,553		295,432	7,230	70,528	441,911

注) 上記2つの表中の「不明」は、発生地域は県内ですが、その地域が特定できないものを示します。



注) 廃棄物実態調査結果より抜粋 (回答は複数回答)

図4-8 排出事業者に対する意識調査結果

(4) 処理施設の状況

ア 中間処理施設の状況

平成20年度末現在で、県内に設置されている中間処理施設は、廃棄物処理法で規定するもの及び廃棄物処理法の規定要件以外の施設として福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例(以下「県産業廃棄物条例」という。)で規定するものを合わせて545施設です。

表4-5 産業廃棄物中間処理施設の設置状況(平成20年度末)

中間処理施設の種類	排出事業者		処理業者		公共		計		合計
	法	条例	法	条例	法	条例	法	条例	
汚泥の脱水施設	41	0	16	1	8	0	65	1	66
汚泥の乾燥施設(機械)	1	0	1	0	0	0	2	0	2
汚泥の乾燥施設(天日)	0	0	0	1	1	0	1	1	2
汚泥の焼却施設	8	0	17	0	0	0	25	0	25
廃油の油水分離施設	0	0	4	1	0	0	4	1	5
廃油の焼却施設	6	0	27	0	0	0	33	0	33
廃酸・廃アルカリの中和施設	2	0	3	1	0	0	5	1	6
廃プラスチック類の破碎施設	1	2	27	12	0	0	28	14	42
廃プラスチック類の焼却施設	7	0	26	0	0	0	33	0	33
木くず又はがれき類の破碎施設	10	0	151	3	0	0	161	3	164
コンクリート固型化施設	1	0	1	0	0	0	2	0	2
シアン化合物の分解施設	3	0	5	0	0	0	8	0	8
その他の焼却施設	11	2	36	0	0	0	47	2	49
その他の条例施設	-	5	-	101	-	2	-	108	108
計	91	9	314	120	9	2	414	131	545

注1) 「公共」とは、地方公共団体又は地方公共団体が出資している法人を表します。以下同じ。

注2) 法：廃棄物処理法、条例：県産業廃棄物条例

イ 産業廃棄物最終処分場の状況

平成20年度末現在で、県内に設置されている産業廃棄物最終処分場（以下第4章～第6章の本文中で「最終処分場」という。）は73施設で、そのうち埋立中の最終処分場は52施設です。

表4-6 産業廃棄物最終処分場の設置状況(平成20年度末)

施設の種類	状況	排出事業者	処理業者	公共	計
遮断型埋立処分場	埋立中	1	0	0	1
	埋立終了	1	0	0	1
	建設中	0	0	0	0
安定型埋立処分場	埋立中	8	16	0	24
	埋立終了	1	5	0	6
	建設中	0	0	0	0
管理型埋立処分場	埋立中	9	15	3	27
	埋立終了	5	5	1	11
	建設中	1	2	0	3
計		26	43	4	73

(5) 処理業者の状況

平成16～20年度の各年度末における産業廃棄物処理業者数の推移は表4-7のとおりです。

表4-7 産業廃棄物処理業者数の推移

年度	区分	収集運搬	中間処理	最終処分	中間・最終	計
16年度	産業廃棄物	4,117	194	15	11	4,337
	特別管理産業廃棄物	697	26	0	3	726
17年度	産業廃棄物	4,258	188	15	11	4,472
	特別管理産業廃棄物	702	26	0	3	731
18年度	産業廃棄物	4,296	195	14	11	4,516
	特別管理産業廃棄物	818	25	0	3	846
19年度	産業廃棄物	4,500	199	15	11	4,725
	特別管理産業廃棄物	759	25	0	3	787
20年度	産業廃棄物	4,902	196	14	11	5,123
	特別管理産業廃棄物	819	21	0	2	842

2 産業廃棄物の目標達成状況と将来予測

(1) 目標達成状況

ア 排出量等の目標値との比較

旧処理計画では、計画目標年度である平成22年度における産業廃棄物の排出量、再生利用量、減量化量及び最終処分量について目標値を設定しました。

これを、実態調査結果に基づく平成22年度の予測値と比較すると、表4-8のとおり、再生利用量は目標値を達成する見込みですが、排出量、減量化量、最終処分量は目標値を達成できない見込みです。

表4-8 産業廃棄物の排出量等の目標値と予測値との比較

(単位：千t/年)

項目	予測値	目標値
	平成22年度	平成22年度
排出量	8,743	8,514
再生利用・減量化量	7,914 (91%)	7,918 (93%)
再生利用量	3,464 (40%)	3,043 (36%)
減量化量	4,450 (51%)	4,875 (57%)
最終処分量	830 (9%)	596 (7%)

注) ()内は排出量に対する割合を示します。

イ 種類別の排出量等の目標値との比較

旧処理計画では、計画目標年度である平成22年度における産業廃棄物の種類別の排出量と、再生利用、減量化、最終処分の各項目の処理率(排出量に対する割合)について目標値を設定しました。

これを実態調査結果に基づく平成22年度の予測値と比較すると、表4-9のとおり、主要な4種類の廃棄物のうち、ばいじんを除く3種類は、減量化率以外の項目で目標値を達成する見込みですが、ばいじんは目標値が設定されているいずれの項目でも目標値を達成できない見込みです。

表4-9 種類別の排出量等の目標値と予測値との比較

	排出量(千t/年)		再生利用率		減量化率		最終処分率	
	H22予測	H22目標	H22予測	H22目標	H22予測	H22目標	H22予測	H22目標
汚泥	4,758	4,913	9%	4%	88%	91%	4%	5%
がれき類	1,412	1,477	97%	97%	0%	0%	2%	3%
鉍さい	167	182	90%	81%	0%	10%	10%	10%
ばいじん	1,414	1,150	69%	90%	0%	0%	31%	10%
その他	992	792	54%	53%	27%	28%	18%	19%

(2) 産業廃棄物の将来予測

ア 発生量及び排出量、処理量の将来予測

実態調査結果に基づく平成27年度までの産業廃棄物の発生量等の推移予測は表4-10のとおりで、平成20年度を基準として比較すると、平成27年度においては再生利用量以外の項目で増加すると予測されています。

それを電気業とその他の業種で分けて見ると、電気業ではすべての項目で増

加、その他の業種では減量化量は増加、発生量、排出量、再生利用量、最終処分量は減少と予測されています。

なお、処理率で比較すると、電気業ではすべての項目で増減無し、その他の業種では減量化率が増加、再生利用率と最終処分量が減少と予測されています。

表 4-10 産業廃棄物の発生量及び排出量、処理量の将来予測

(単位:千t)

年度	実績	予測						
	20	21	22	23	24	25	26	27
発生量	8,415	8,820	8,821	8,573	8,618	8,673	8,615	8,535
電気業	1,542	1,578	1,617	1,644	1,662	1,739	1,741	1,734
その他	6,873	7,242	7,204	6,929	6,956	6,934	6,874	6,801
排出量	8,344	8,742	8,743	8,499	8,540	8,595	8,538	8,459
電気業	1,512	1,547	1,585	1,612	1,629	1,705	1,707	1,700
その他	6,832	7,195	7,158	6,887	6,911	6,890	6,831	6,759
再生利用量	3,318 (40%)	3,519	3,464	3,393	3,388	3,369	3,305	3,239 (38%)
電気業	1,008 (67%)	1,031	1,057	1,075	1,086	1,136	1,138	1,133 (67%)
その他	2,310 (34%)	2,488	2,407	2,318	2,302	2,233	2,167	2,106 (31%)
減量化量	4,226 (51%)	4,395	4,449	4,281	4,322	4,382	4,398	4,396 (52%)
電気業	20 (1%)	21	21	21	22	23	23	23 (1%)
その他	4,206 (62%)	4,374	4,428	4,260	4,300	4,359	4,375	4,373 (65%)
最終処分量	800 (10%)	828	830	825	830	844	835	824 (10%)
電気業	484 (32%)	495	507	516	521	546	546	544 (32%)
その他	316 (5%)	333	323	309	309	298	289	280 (4%)

注) ()内は当該年度の処理率を示します。

イ 種類別の排出量等の将来予測

平成27年度における産業廃棄物の種類別の排出量等は、平成20年度を基準として比較すると、表4-11のとおり、排出量については汚泥、がれき類で減少、ばいじんが増加と予測されており、再生利用率、減量化率、最終処分量については、汚泥で増減がありますが、それ以外では増減無しと予測されています。

表 4-11 種類別の排出量及び処理率の将来予測

	排出量 (千 t/年)		再生利用率		減量化率		最終処分量	
	H20	H27	H20	H27	H20	H27	H20	H27
汚泥	4,655	4,631	10%	7%	86%	90%	4%	3%
がれき類	1,296	1,253	97%	97%	1%	1%	2%	2%
ばいじん	1,349	1,517	69%	69%	0%	0%	31%	31%
その他	1,044	1,058	61%	61%	21%	21%	18%	18%

1 ウ 最終処分場の残余年数の見通し

2 処理業者が設置する最終処分場の残余年数について、今後の最終処分場設置
3 動向を加味した上で、平成20年度の処分実績と平成27年度までの最終処分量
4 の将来予測値の変動率を基に試算、推計すると、表4-12のとおり、平成
5 27年度末時点の残余年数は、管理型*で12.8年、安定型*で15.3年と
6 予測され、管理型、安定型とも国の基本方針に示される残余年数10年以上を
7 確保できると見込まれます。
8

9 表4-12 処理業者の産業廃棄物最終処分場の残余年数の見通し

年度	管 理 型			安 定 型		
	処分量 (千㎡)	残余容量 (千㎡)	残余年数	処分量 (千㎡)	残余容量 (千㎡)	残余年数
H20	226	1,679	7.4	152	1,681	11.1
H21	238	1,369	5.7	161	2,947	18.3
H22	231	1,882	8.1	156	2,791	17.9
H23	221	1,661	7.5	149	2,642	17.7
H24	221	1,440	6.5	149	2,492	16.7
H25	213	2,978	14.0	144	2,349	16.3
H26	207	2,773	13.4	139	2,209	15.9
H27	201	2,571	12.8	135	2,074	15.3

22 注) 自社処分場及び特定の事業場の産業廃棄物のみを受け入れている最終処分場は残余
23 年数の算定から除きます。
24

25 第2節 産業廃棄物に関する課題

26 本県では、各種法令や旧処理計画に基づく施策の実施、平成18年度からの産業廃
27 棄物税導入などにより、産業廃棄物の減量や適正処理の推進に努めてきたところ
28 が、これまでの取組みを検証した結果、以下の課題が見出されました。
29

30 ○課題1 産業廃棄物の排出抑制等の状況について

31 旧処理計画の目標年度である平成22年度において、排出量、減量化量、最終処
32 分量が目標を達成できないと見込まれており、また、平成27年度においても、平
33 成20年度を基準とした比較で、排出量、最終処分量が増加、再生利用量が減少と
34 いう予測となっています。

35 このことから、今後も排出抑制や再生利用等の取組みを継続し、より一層強化し
36 ていくことが必要です。
37

38 ○課題2 産業廃棄物の適正処理について

39 産業廃棄物の不法投棄を始めとした不適正処理は、生活環境に悪影響を及ぼすだ
40 けでなく、地域住民の産業廃棄物に対する不信感、不安感を増幅させ、産業廃棄物
41 処理施設の適切な設置を困難にする原因の一つとなっています。

1 不適正処理の発生原因は、産業廃棄物の処理責任に対する排出事業者の認識が不
2 十分なためであることから、今後とも継続して意識の向上に取り組んでいくことが
3 必要です。

4 また、産業廃棄物処理施設の適正な維持管理のさらなる徹底や、PCB*、アス
5 ベスト*などの処理困難な廃棄物への適切な対応なども求められています。

7 ○課題3 産業廃棄物処理施設の整備について

8 県内において、必要な処理能力、容量を備えた産業廃棄物処理施設を適切に整備
9 し、安定的な処理体制を維持していくことは、産業廃棄物の適正処理を推進してい
10 くうえで非常に重要なことですが、産業廃棄物の排出量が経済情勢に左右されるこ
11 とや、再生利用等の進展により最終処分量が減少傾向にある一方で、産業廃棄物や
12 その処理施設に対する周辺住民等の不信感、不安感等から、新たな施設の整備が進
13 んみにくい状況が見られます。

14 特に最終処分場については、残余年数の見通しをみると、本県内の残余容量は平
15 成27年度までは逼迫する状況にはないと見込まれていますが、今後の情勢変化へ
16 の迅速な対応や、将来にわたる円滑な施設設置のためには、県民の理解を促進し信
17 頼を築いていくことがこれまで以上に重要となっています。

18 また、これまで推進してきた循環型社会の観点に加え、低炭素社会の観点からの
19 施設整備が求められるようになってきています。

21 ○課題4 産業廃棄物処理施設に関する公共関与の方向性

22 新たな産業廃棄物処理施設の確保に関して、旧処理計画では、民間による整備を
23 基本としつつ、その補完として必要な処理能力を確保するため、民間による設置が
24 困難で不足している地域、分野について公共関与による処理施設の整備を行うもの
25 とし、旧処理計画策定当時、平成22年度末の県内における管理型最終処分場の残
26 余年数が約3年と見込まれたことから、平成9年度に整備計画を公表した郡山市田
27 村町における県中地区環境整備センター（仮称）事業*を、公共関与による事業と
28 して引き続き推進することとしてきました。

29 しかし、この間、リサイクルの推進等による最終処分量の減少、民間による最終
30 処分場の新設などにより県内における最終処分場の残余容量が、当面、逼迫する状
31 況にはなくなったこと、また、数次にわたる法令等の改正により、廃棄物の適正処
32 理を推進するための制度等が整備されたこと、さらには、産業廃棄物が県内の各地
33 域を越えて運搬され広域的に処理されている実態にあることなど、産業廃棄物処理
34 を取り巻く諸般の状況が大きく変化し、現状においては、新たに最終処分場を整備
35 する緊急性は低くなってきており、産業廃棄物処理施設に関する公共関与のあり方
36 についても、このような現状を踏まえ再検討する必要があります。

38 第3節 産業廃棄物に関する目標と方策

39 1 施策の基本的な方針

40 前節の産業廃棄物に関する課題を踏まえ、以下の3つを施策の基本的な方針とし

て取り組んでいくものとします。

- ① 産業廃棄物の排出抑制、再生利用等による減量の推進
- ② 産業廃棄物の適正処理の推進
- ③ 産業廃棄物処理施設の適切な整備環境の確保

2 産業廃棄物に関する目標

(1) 産業廃棄物の排出抑制、再生利用等による減量の推進

産業廃棄物の減量をより一層推進するため、将来予測や国の基本方針における考え方を踏まえて、本県の排出量等の目標値を次のとおりとします。

目標値の設定に当たっては、廃棄物の種類ごとに、排出量については現状より1%以内の増加に抑制、各処理率については現状より1%改善を原則として算出したうえで、それらの数値を合算して全体の目標値を算出しました。

なお、福島県総合計画「いきいきふくしま創造プラン」は、計画の最終年度である平成26年度における各種指標の目標値を定めていることから、平成26年度における廃棄物処理計画の目標値についても上記と同様の方針で以下のとおり設定します。

表4-13 産業廃棄物の排出量等の目標値

	平成20年度	平成22年度	平成26年度	平成27年度	
	現状	目標	目標	予測	目標
排出量(千t/年)	8,344	8,514	8,311	8,459	8,305
再生利用・減量化率	91%	93%	91%	90%	92%
再生利用率	40%	36%	39%	38%	39%
減量化率	51%	57%	52%	52%	53%
最終処分率	10%	7%	8%	10%	8%

注) 再生利用、減量化、最終処分の各項目については、排出量の変動に左右されない「処理率」を目標値とします。

表4-14 産業廃棄物の種類ごとの排出量等の目標値

	排出量(千t/年)			再生利用率+減量化率									最終処分率		
				再生利用率			減量化率								
	H20		H27	H20		H27	H20		H27	H20		H27	H20	H27	
	現状	予測	目標	現状	予測	目標	現状	予測	目標	現状	予測	目標	現状	予測	目標
合計	8,344	8,459	8,305	91%	90%	92%	40%	38%	39%	51%	52%	53%	10%	10%	8%
汚泥	4,655	4,631	4,631	96%	97%	98%	10%	7%	8%	86%	90%	90%	4%	3%	2%
がれき類	1,296	1,253	1,253	98%	98%	98%	97%	97%	98%	1%	1%	0%	2%	2%	2%
ばいじん	1,349	1,517	1,363	69%	69%	74%	69%	69%	74%	0%	0%	0%	31%	31%	25%
その他	1,044	1,058	1,058	82%	82%	82%	61%	61%	61%	21%	21%	21%	18%	18%	18%

1
2 (2) 産業廃棄物の適正処理の推進

3 不適正処理の主な要因は、産業廃棄物の処理責任について、排出事業者の認識
4 が不十分なためであることから、排出事業者に対する適正処理の啓発、徹底を図
5 ることにより不適正処理の防止を図るとともに、不適正処理が行われた場合には
6 迅速かつ厳正な対処を行っていきます。

7 また、産業廃棄物処理施設の適正な維持管理を徹底させるため、立入検査等の
8 監視指導をより一層強化していきます。

9 PCB、アスベストなどの処理困難な廃棄物については、計画的な処理や処理
10 施設整備の推進、適正処理に関する啓発や情報提供等により、適正かつ速やかな
11 処理を図ります。

12
13 (3) 産業廃棄物処理施設の適切な整備環境の確保

14 県内における最終処分場等の処理施設整備については、民間による整備を原則
15 としたうえで適正な処理体制の確保を図ります。

16 公共関与による施設整備については、民間による処理能力の不足分を補い県内
17 における必要な処理能力を確保するための一方策として将来の検討課題になるも
18 のとは考えられますが、県内においては、委託処理される産業廃棄物の最終処分
19 量は今後も減少が見込まれており、民間最終処分場の残余容量も当面逼迫する状
20 況にはなく、現状では公共関与の必要性及び緊急性が極めて低くなっていること
21 から、県中地区環境整備センター（仮称）事業は廃止することとします。

22 なお、将来、状況の変化により公共関与による施設整備の検討が必要となった
23 場合は、整備地域等も含めて改めて検討することとします。

24 また、新たな施設の整備が進みにくい原因として、産業廃棄物処理施設に対す
25 る周辺住民の不信感、不安感があることから、将来にわたる施設整備を円滑に進
26 むるために、適正処理の推進や積極的な情報公開などにより、県民の理解の促進
27 と信頼の確保を図ります。

28
29 3 目標実現のための施策

30 目標実現のため、県は以下の施策に取り組んでいくこととします。

31 (1) 産業廃棄物の排出抑制、再生利用等による減量の推進

32 ア 排出事業者の自主的な取組みの促進

33 ○廃棄物処理法や県産業廃棄物条例で義務づけられた多量排出事業者等の産業
34 廃棄物の処理計画の策定や実施に対する指導を強化し、排出事業者自らによ
35 る排出抑制や適正な循環的利用の取組みの徹底を図ります。

36 ○研修会、講習会等を実施し、産業廃棄物の排出抑制等に関する啓発や情報提
37 供を行います。

38 ○排出事業者が自ら行う排出抑制、再生利用等のための施設整備に対し、補助
39 等の支援を行います。

1 イ 再生利用等の促進

2 ○「うつくしま、エコ・リサイクル認定製品」等、廃棄物の再生利用製品の使
3 用が促進されるよう周知、啓発に努めるとともに、自ら優先的な使用に努め
4 ます。

5 ○再生処理施設等の情報の収集や提供を行い、再生利用ルートの形成、確保を
6 支援します。

7 ウ 技術開発研究の促進等

8 ○事業者が行う排出抑制やリサイクル技術の研究開発に対し、補助や融資等の
9 支援を行います。

10 ○福島県ハイテックプラザを中心に、リサイクル技術等の研究開発及び技術指導
11 等の支援を行います。

12 エ 産業廃棄物税制度の活用

13 ○産業廃棄物税制度の継続により排出抑制、再生利用等の更なる促進を図りま
14 す。

15 ○税収を活用して、目標の実現のための様々な施策を展開していきます。

16
17 (2) 産業廃棄物の適正処理の推進

18 ア 適正処理の徹底

19 ○適正処理の徹底を図るため、排出事業者や処理業者に対し、立入検査等の監
20 視指導をより一層強化します。

21 ○研修会、講習会等を実施し、排出事業者、処理業者に対して適正処理に関す
22 る啓発や、意識の向上を図ります。

23 ○産業廃棄物の適正処理に非常に重要な役割を担っているマニフェスト*制度
24 の徹底を図るとともに、電子マニフェスト*の利用を促進します。

25 ○特例優良許可制度等の推進により、優良な産業廃棄物処理業者の育成を図る
26 とともに、その活用のための情報提供を行います。

27 イ 不適正処理への対応

28 ○不適正処理の発生防止や早期発見のため、監視体制をより一層強化します。

29 ○悪質な不適正処理に対しては、原因者等に対し、その支障の除去の措置等を
30 講ずることを強く指導するとともに、行政処分を迅速かつ厳正に行います。

31 ウ PCB、アスベスト等の処理困難物の適正処理

32 ○高濃度PCB廃棄物については、該当機器等を保管している事業者等に、県
33 PCB廃棄物処理計画で定めた平成26年度までに処理を完了するよう促す
34 とともに、処理完了までの間、適切に保管するよう引き続き指導をしていき
35 ます。

36 ○微量PCB廃棄物については、県内の処理業者が行うPCB処理施設整備や、
37 該当機器等の把握調査に対する支援等を行い、速やかに処理体制を整備し
38 ます。

39 ○アスベスト廃棄物については、アスベストが多用された昭和50年代ごろま
40 でに造られた建築物が改修、解体時期を迎えることから、研修会等による情

1 報提供や、解体に係る届出の徹底、解体現場への立入調査等により、適正処
2 理の推進を図っていきます。

4 (3) 産業廃棄物処理施設の適切な整備環境の確保

ア 処理施設の適切な整備

6 ○優良な民間処理施設を確保する観点から、処理施設設置者に対する特例優良
7 許可制度利用の促進や、環境マネジメントシステムの認証取得への支援等を行
8 います。

9 ○産業廃棄物処理に関する実態調査等を行い、県内における処理状況を継続的
10 に把握し、予測される状況の変化に応じた施策を速やかに実施することによ
11 り、安定的な処理体制を確保していきます。

イ 処理施設への理解の促進

13 ○処理施設設置者への監視指導による適正処理の徹底や、施設の維持管理に関
14 する情報の積極的な公表の促進等により、処理施設の安全性と信頼性の向上
15 を図り、処理施設に対する不信感、不安感の解消に努めます。

16 ○処理施設の必要性、重要性についての県民の理解を深めるため、処理施設設
17 置者が地域の理解を促進するために実施する活動等への支援を行います。

ウ 低炭素社会への対応

18 ○事業者等が新たな処理施設の設置や既存の処理施設の改修等を行うに当たっ
19 ては、熱回収*可能な施設等、低炭素社会への対応を考慮したものとす
20 うよう促進します。

4 関係者の役割

24 目標実現のため、県民や排出事業者、処理業者、市町村は、県の行う施策等に積
25 極的に協力するとともに、それぞれの役割の下で取組みを行っていくこととします。

(1) 県民の役割

27 ○産業廃棄物の再生品等の積極的な使用に努めます。

28 ○産業廃棄物に対する関心を持ち、理解に努めます。

(2) 排出事業者の役割

31 ○原材料の選択や製造工程の工夫等により、産業廃棄物の排出抑制に努めます。

32 ○多量排出事業者等にあつては、廃棄物処理法又は県産業廃棄物条例に基づく多
33 量排出事業者処理計画等の作成と実施により、排出抑制、再生利用等に努めま
34 す。

35 ○排出者責任による自己処理を進めるため、必要な処理施設の設置及び整備に努
36 めるとともに、自社処理を行う場合には、処理基準を遵守し、適正な処理を行
37 います。

38 ○処理業者に処理を委託する場合には、優良業者を選定し、委託基準を遵守する
39 とともに、処理の状況に関する確認を行い、一連の処理の行程が適正に行われ
40 るために必要な措置を講じるようにします。

- 1 ○適正処理に関する各種研修会、講習会の実施及び参加により研さんに努めます。
2 ○施設の設置や維持管理に当たっては、関係法令を遵守して安全性と信頼性の向
3 上を図るとともに、情報公開を積極的に行い、施設への理解の形成に努めます。
4 ○施設の新設や改修等を行うに当たっては、熱回収可能な施設等、低炭素社会へ
5 の対応を考慮したものとするよう努めます。

6 7 (3) 処理業者の役割

- 8 ○産業廃棄物の処理を受託するに当たっては、処理基準等を遵守し、適正な処理
9 を行うとともに、再生利用等の推進に努めます。
10 ○多様化する産業廃棄物を適正に処理するため、情報収集と技術開発を行うとと
11 もに、各種研修会、講習会の実施や参加により技術水準の向上と資質の向上に
12 努めます。
13 ○施設の設置や維持管理に当たっては、関係法令を遵守して安全性と信頼性の向
14 上を図るとともに、情報公開を積極的に行い、施設への理解の形成に努めます。
15 ○施設の新設や改修等を行うに当たっては、熱回収可能な施設等、低炭素社会へ
16 の対応を考慮したものとするよう努めます。

17 18 (4) 市町村の役割

- 19 ○市町村の公共事業等において、廃棄物の再生利用製品の積極的な使用に努めま
20 す。
21

1 第5章 廃棄物の不法投棄防止対策

2 第1節 産業廃棄物の不法投棄の現状と課題

3 県内における産業廃棄物の不法投棄の状況は表5-1及び図5-1のとおりです。
 4 県では、平成18年度から監視体制を強化しており、平成18年度にはそれ以前の未
 5 確認事案が新たに発見されたため、発見件数及び量が増加しました。

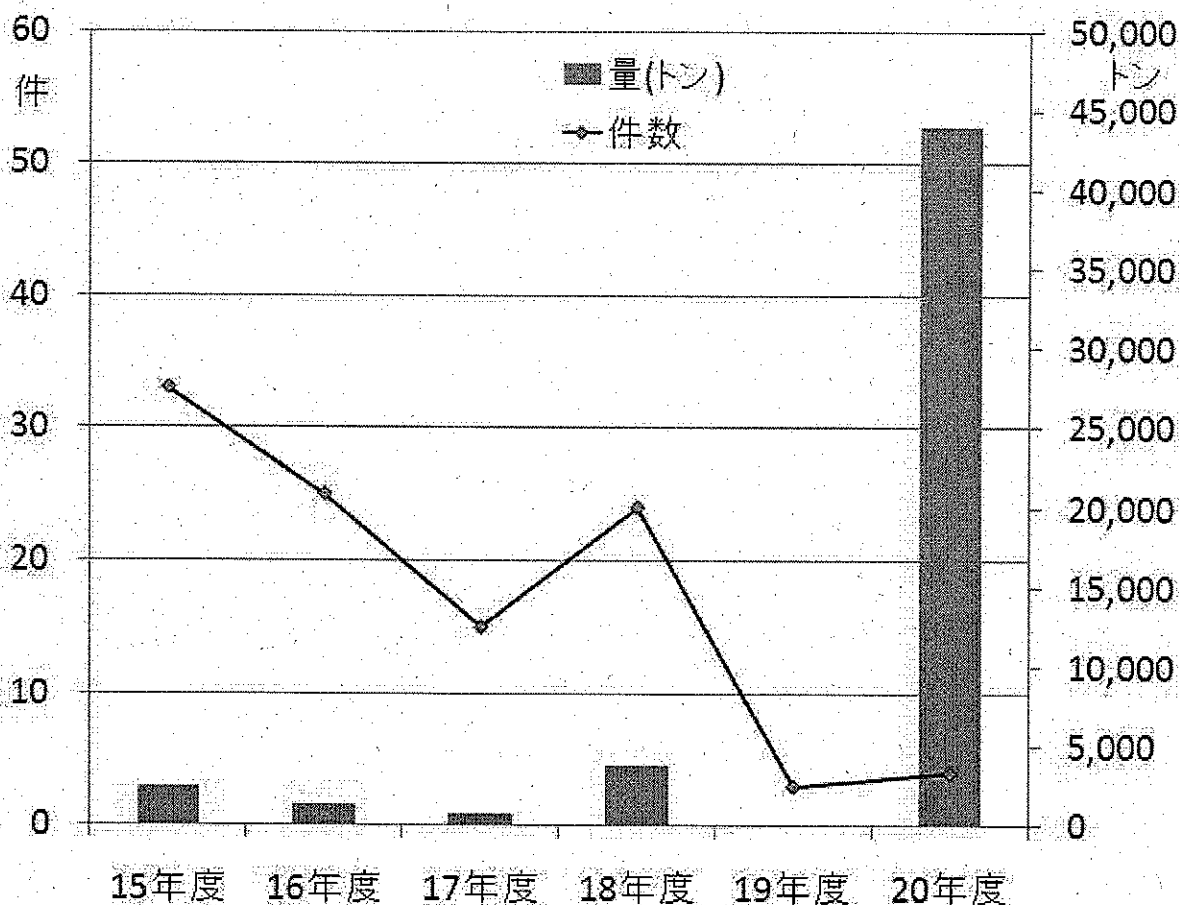
6 平成19年度には、不法投棄の件数は3件123トンまで減少しましたが、平成20
 7 年度は4件44,018トンと上昇しました。これは、いわき市小名浜地区において発覚し
 8 た不法投棄事案1件の投棄量が44,000トンと単独案件で全国2位の投棄量であったた
 9 めで、当該分を除くと、不法投棄件数及び量は長期的には概ね減少傾向にあります。

10 しかし、県内での産業廃棄物の不法投棄は依然として発生しており、今後とも引き
 11 続き防止対策に取り組む必要があります。

12
 13 表5-1 福島県における産業廃棄物不法投棄件数及び投棄量

14 年度	15	16	17	18	19	20
15 件数	33	25	15	24	3	4
16 投棄量(トン)	2,441	1,390	796	3,796	123	44,018

17 注) 産業廃棄物は投棄量が10 t以上、特別管理産業廃棄物は全てについての発見数及び量を表します。(図5-1も同じ)



21 図5-1 福島県における産業廃棄物不法投棄件数及び投棄量

1 第2節 不法投棄防止のための方策

2 廃棄物の新たな不法投棄0（ゼロ）を目指し、以下のような各施策を警察、市町村
3 などの関係機関と協力、連携しながら取り組んでいきます。

4 (1) 普及・啓発

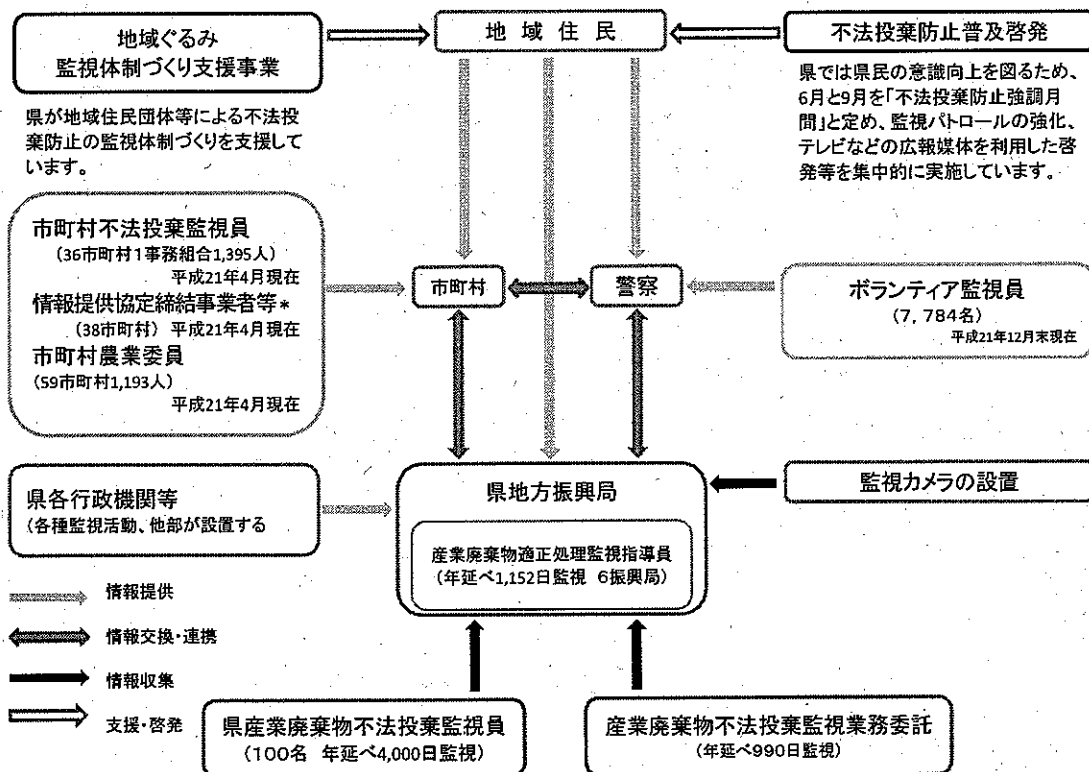
5 産業廃棄物処理業者の特例優良許可制度及び電子マニフェストの普及と産業廃棄
6 物の適正処理指導などにより優良な産業廃棄物処理業者の育成に取り組むととも
7 に、産業廃棄物の処理責任は排出事業者にあることを十分認識し適正処理をするよ
8 う排出事業者への指導を行います。

9 また、毎年6月と9月の不法投棄防止強調月間における広報を始め、地域の各団
10 体の防止活動を支援するなど、関係者から広く県民全体を対象として、あらゆる機
11 会をとらえて「不法投棄は絶対にさせない、許さない」気運の醸成に努めます。

12
13 (2) 監視（抑止、早期発見）

14 県が各市町村に配置する不法投棄監視員、各地方振興局に配置している監視指導
15 員、各市町村で設置している監視員、県警の監視ボランティア、休日、夜間の監視
16 委託などの人的な監視と監視カメラによる監視等により日常的な監視体制づくりを
17 進めるとともに、地域ぐるみで啓発、監視活動等に取り組む体制づくりを支援し、
18 県民総ぐるみで監視の輪が広がるよう努めます。

19 なお、産業廃棄物は県及び中核市が、一般廃棄物は市町村がそれぞれ所管してい
20 ますが、廃棄物の種類にかかわらず通報を受けた機関が所管する機関に情報提供す
21 るよう図5-2のような連携体制をとっています。



22 図5-2 不法投棄防止対策に係る連携

1 また、県警、海上保安庁との連携によるスカイパトロールにより、日常監視活動
2 ではわかりにくい場所について広域的な監視を行い、県内くまなく監視の目が行き
3 渡るよう努めます。

4
5 **(3) 広域連携**

6 北海道東北各県、南東北3県、産業廃棄物不適正処理防止広域連絡協議会（スク
7 ラム29*）などの広域連携組織を活用し、情報の共有とパトロールや路上指導な
8 どの協同事業を実施し、広域化している不法投棄に対応していきます。

9
10 **(4) 原状回復指導**

11 発覚した不法投棄案件については、警察、市町村と連携し、原因者等に対し、そ
12 の支障の除去等の措置を講ずることを強く指導し、原状回復を速やかに行わせると
13 ともに、刑事、行政等あらゆる面で厳しくその責任を追及し、県内において不法投
14 棄をしにくい環境を作っていきます。

第6章 廃棄物の適正処理のためのその他の事項

第1節 県外産業廃棄物の取扱い

1 現状

本県は首都圏に隣接しており、高速交通体系も整備されているため、県外から産業廃棄物が搬入されやすい状況にあります。そのため、県内の処理施設の能力、容量等を考慮し、県産業廃棄物条例で、県外で発生した産業廃棄物（以下「県外物」という。）を、県内の中間処理業者及び最終処分業者へ搬入する際の事前届出制度を設け、搬入量や処理状況を事前に審査、把握することにより、県内で発生した産業廃棄物（以下「県内物」という。）の優先受け入れ処理体制の確保を図っています。

特に最終処分場については、残余年数確保の観点から、県外物の搬入割合を20%以下と設定し、秩序ある受け入れを処理業者に指導してきました。

実態調査の結果では、平成20年度における最終処分業者への県外物の搬入割合は、21.4%となっています。

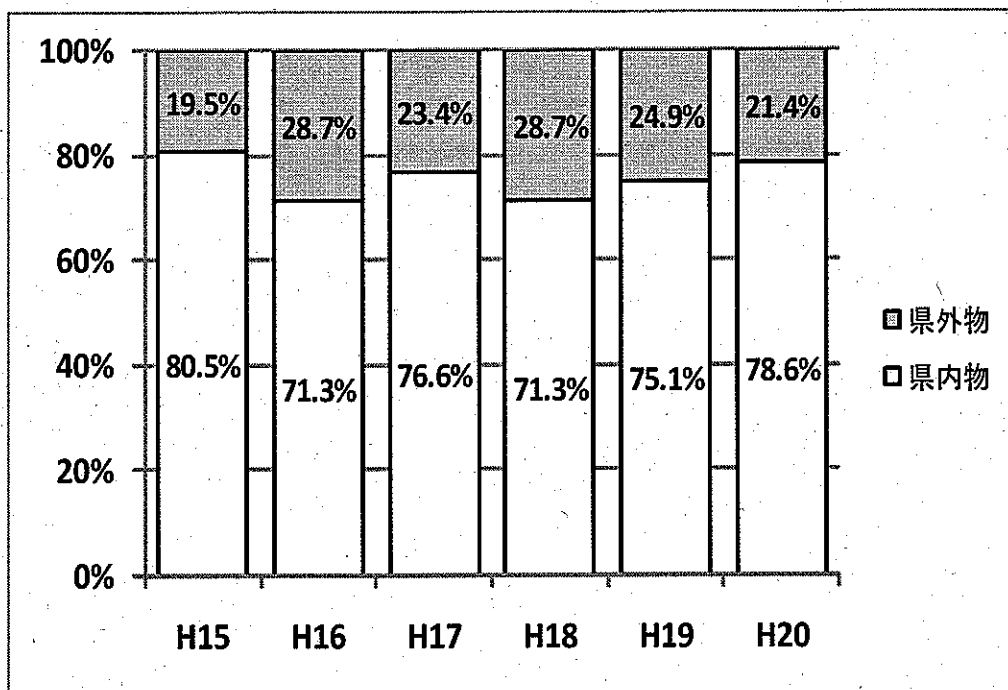


図6-1 最終処分業者の県内物・県外物の搬入割合

15

16

2 県外物の今後の取扱い方針

県内における産業廃棄物の適正処理を推進していくためには、県内物を優先して受け入れ処理する体制を維持していくことが重要です。そのため、中間処理業者及び最終処分業者への県外物の搬入については、県産業廃棄物条例の事前届出制度により、県内物優先処理体制が確保されるよう今後も継続して指導していきます。

また、最終処分業者への県外物の搬入割合については、最終処分場の残余年数確保の観点から、引き続き20%以下を目標としつつ、近年、県内物が減少傾向にある状況も踏まえながら指導していくこととします。

24

1 第2節 特定の廃棄物に関する対策

次に掲げる廃棄物については、関係部局で処理方針を策定していることや本計画の目標値に密接に関係していることなどから、それぞれの処理方針に基づき関係部局等と連携を密にしながら適正処理を確保します。

1 建設廃棄物

建設廃棄物については、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法、平成12年）」及び「福島県における特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施に関する指針（平成14年）」により再資源化の促進が図られています。また、平成22年4月の廃棄物処理法の改正により、元請業者への建設廃棄物の処理責任の一元化が明確に示されるなど、適正処理の徹底が一層強化されています。

建設廃棄物が不法投棄事案の多くを占めていることや、解体工事等から発生するアスベスト廃棄物の適正処理を徹底する必要があることから、今後とも建設リサイクル法等に基づく一定規模以上の建設工事等の届出の徹底や、関係機関による合同一斉パトロール等により、分別解体及び再資源化の一層の推進や、不法投棄の防止等の適正処理の徹底を図っていくものとします。

また、資源の有効利用を図るため、木材などの建設資材の再利用や、建設汚泥などの建設副産物の再資源化を促進します。

2 下水汚泥

下水処理場の汚水処理によって発生する下水汚泥の量は、下水道の普及に伴い年々増加していますが、処理費用の増加など問題が生じていることから、環境や社会情勢に配慮した取組みが求められています。

このため、平成22年3月に策定した「ふくしまの新しい県土づくりプラン」（土木部）においては、下水道から発生する下水汚泥をバイオマスの有効利用の観点から、肥料、再生骨材、炭などに利用するリサイクルを促進しています。

同プランにおける下水汚泥リサイクル率（有効利用されている下水汚泥量÷発生汚泥量×100）は、平成26年度に85%以上、平成31年度においても85%以上とすることを目標としています。

こうしたことから今後とも下水汚泥のリサイクルが促進されるよう取り組んでいきます。

なお、平成21年度末の下水汚泥リサイクル率は、93.2%となっており、目標値を達成しています。

3 家畜排せつ物

畜産農業から発生する家畜排せつ物については、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（家畜排せつ物法、平成11年）」により適正な管理の促進が図られ、また、「福島県家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画（平成21年）」によりたい肥としての有効利用の促進が図られています。

1 今後とも適正な管理と有効利用を促進するため、たい肥センターや資源循環型農
2 業地域支援センターを中心に、たい肥の斡旋や啓発活動、需給情報の提供等を行う
3 とともに、広域流通へ向けた体制づくりを推進します。

4 また、家畜排せつ物のエネルギー源としての活用についても検討を進めます。

6 4 食品廃棄物

7 「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法、平成12
8 年）」が平成19年6月に改正され、食品関連事業者はより一層の食品廃棄物の発
9 生抑制や食品循環資源の有効利用を求められることになった一方、農業分野では資
10 材費や輸入濃厚飼料の高騰により、食品循環資源の肥料及び飼料利用の期待が高ま
11 っていますが、情報や連携の不足から、資源が十分に活用されていないといった現
12 状があります。

13 今後は、平成22年7月に設置された「福島県食品リサイクル推進研究会」を中
14 心に、食品リサイクルに関する情報交換や勉強会、試験研究機関等による技術支援
15 等を行い、食品廃棄物の再生利用等を一層促進するものとします。

17 5 ばいじん

18 ばいじんは主に石炭火力発電所から排出され、セメント原料等として再生利用さ
19 れていますが、近年、景気の悪化等に伴って再生利用量が減少し、その分、最終処
20 分量が大幅に増加しています。

21 今後は、電気事業者自らの取組みをより一層促進することにより、排出抑制や再
22 生利用を推進していくものとします。

1 第7章 計画の推進と進行管理

2 第1節 計画の推進

3 本計画を推進し、「循環型社会の形成～めざそう！ごみゼロ社会」を実現していく
4 ためには、県民、事業者及び行政などが、それぞれの責任と役割を認識し、相互に連
5 携、協力のもとに一体となって取り組んでいく必要があります。

6 県では、各主体が連携して循環型社会の形成に向けた取組みが推進されるよう努め
7 るとともに、市町村や関係団体と協力、連携を図っていきます。

9 第2節 進行管理

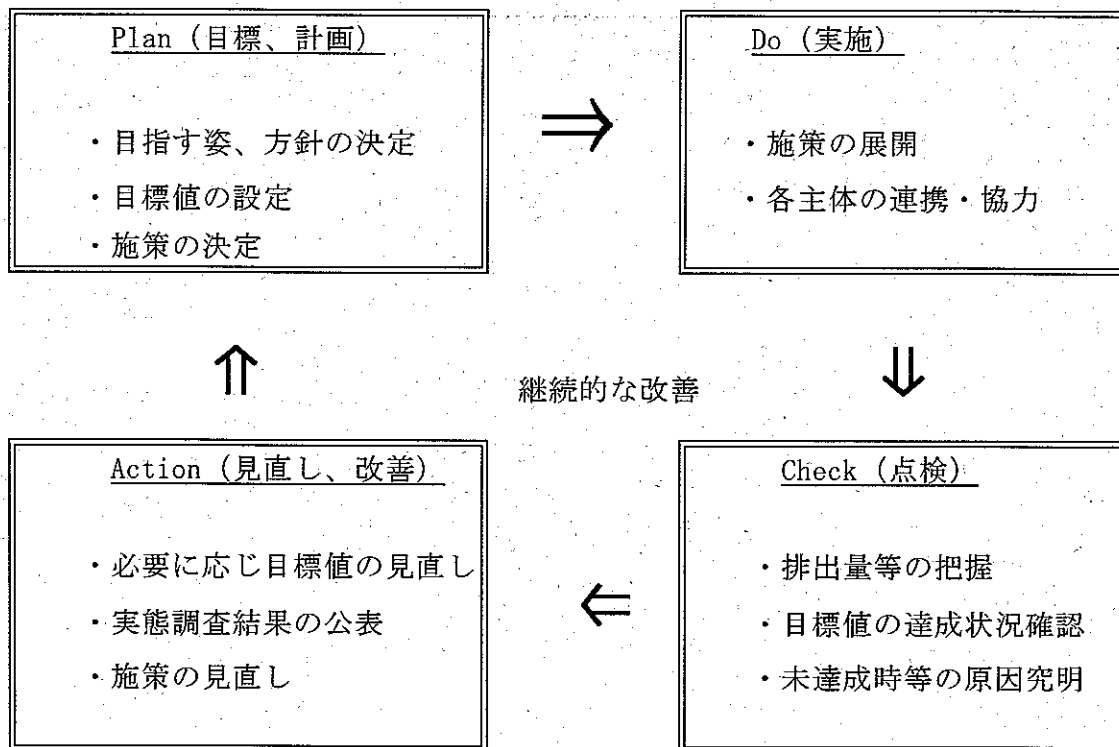
10 本計画の推進のため、毎年度、一般廃棄物処理実態調査や多量排出事業者の産業廃
11 棄物処理計画実施状況報告等により排出量等の状況を把握し、目標に対する達成状況
12 の確認などの評価を行い、その結果を基に、事業者や関係機関に適切な対応を促すと
13 ともに、各種施策の見直しや新たな施策の検討などを継続的に行っていきます。

14 状況把握、評価、見直しに当たっては、PDCAサイクルによる一連の手続きで進
15 行管理を実施していきます。

17 第3節 計画の見直し

18 本計画の目標最終年度である平成27年度には、目標の達成状況や社会経済情勢等
19 の変化を踏まえて新たな計画の策定を行います。

20 なお、国の基本方針や本計画の各事項等に変化があった場合には、その都度見直し
21 を行います。



38 図7-1 PDCAサイクルによる進行管理

1 参考資料

2 1 福島県廃棄物処理計画（平成18年3月見直し）以降の状況の変化

3 平成18年3月に福島県廃棄物処理計画を見直しして以降、表8-1のとおり、国及
4 び県において法令改正や関連する各種計画の策定等がなされ、世界的な地球温暖化への
5 対応を背景に、地球温暖化対策や循環型社会構築のための各種の取組みが強化されると
6 ともに、廃棄物の適正処理を推進するための制度等が整備されてきています。

7
8 表8-1 廃棄物を取りまく国及び福島県の主な状況の変化

9 (1) 国

10 年度	11 事項	12 主な内容
13 18	14 ○「第3次環境基本計画」閣議決定（H18.4）	15 ・「環境、経済、社会の統合的向上」をテーマ 16 ・地球温暖化問題への取組み等10分野を重点分野政策プログラムとして位置付け
	17 ○「容器リサイクル法改正」（H18.6公布）	18 ・事業者の取組状況報告義務の創設 19 ・事業者が市町村に資金を拠出する仕組みの創設
	20 ○「廃棄物処理法」改正（H18.2公布、H18.8施行）	21 ・石綿廃棄物の処理について、国による無害化処理認定制度創設
22 19	23 ○「食品リサイクル法」改正（H19.6公布、H19.12施行）	24 ・事業者の定期報告義務の創設 25 ・再生利用事業計画の認定制度の見直し
	26 ○「第2次循環型社会形成推進基本計画」閣議決定（H20.3）	27 ・循環型社会と低炭素社会の取組の統合 28 ・資源生産性、循環利用率、最終処分量等について、2015年度の数値目標を設定
29 20	30 ○「家電リサイクル法施行令」改正（H20.12公布、H21.4施行）	31 ・液晶式テレビ・プラズマ式テレビ・衣類乾燥機を対象品目に追加
32 22	33 ○「廃棄物処理法」改正（H22.5公布、公布後1年以内に施行）	34 ・建設工事廃棄物の処理責任を元請けに一元化等排出事業者の適正処理確保対策の強化 35 ・処理業の優良化の推進（許可更新期間の延長等）
	36 ○廃棄物処理法に基づく基本方針改正（予定）	37 ・廃棄物処理に関する国の基本方針 38 ・計画期間：H23年4月～H28年3月

39 (2) 県

40 年度	41 事項	42 主な内容
43 18	44 ○「産業廃棄物税」導入（H18.4）	45 ・税込により、産業廃棄物排出量の抑制、リサイクルの推進等の事業を実施。
	46 ○産業廃棄物不法投棄防止対策の強化	47 ・監視回数の増加、監視カメラの配備等
48 19	49 ○「福島県分別収集促進計画（第5期）」策定（H19.8）	50 ・計画期間：H20年4月～H25年3月 51 ・容器包装廃棄物の排出量の見込み等を策定
52 20	53 ○地域ぐるみ監視体制づくり支援事業創設（不法投棄防止対策）	54 ・不法投棄の未然防止等のため、住民による日常的な監視体制づくり等の費用を助成。
	55 ○PCB廃棄物の処理開始	56 ・日本環境安全事業(株)による広域処理
57 21	58 ○福島県総合計画「いきいき ふくしま創造プラン」策定（H21.12）	59 ・計画期間：H22年4月～H27年3月 60 ・県全体の指針となる計画
	61 ○「第3次福島県環境基本計画」策定（H22.3）	62 ・計画期間：H22年4月～H27年3月 63 ・県総合計画の環境に関する部門別計画
	64 ○「福島県ごみ処理広域化計画」見直し（H22.3）	65 ・計画期間：H22年4月～H30年3月 66 ・ごみ処理施設整備に関する方針
67 22	68 ○「ふくしまの美しい水環境整備構想」策定（H22.7）（旧県全域下水道化構想の見直し）	69 ・汚水処理の整備スケジュール、汚水処理方法のシェア等を見直し
	70 ○「福島県分別収集促進計画（第6期）」（H22年度策定作業中）	71 ・計画期間：H23年4月～H28年3月 72 ・容器包装廃棄物の排出量の見込み等を策定
	73 ○「福島県循環型社会推進計画」（改定作業中）	74 ・計画期間：H23年4月～H27年3月 75 ・本県の特性を活かした循環型社会を形成するための計画

1 2 用語解説

2

3 【あ行】

4

5 ISO14001 (P25)

6 国際標準化機構による環境マネジメントシステムの国際規格です。事業者が自主的に環
7 境保全に関する取組みを進めるに当たり、環境に関する方針や目標等を自ら設定し、それ
8 を実行し、達成状況を点検・評価し、その結果を基に見直しすることにより、継続的な取
9 組みを行うシステムです。

10

11 アスベスト (P38)

12 天然に産する繊維状けい酸塩鉱物で「せきめん」「いしわた」とも呼ばれています。耐
13 久性、耐熱性、耐薬品性、電気絶縁性などの特性に優れ安価であるため、様々な用途に広
14 く使用されてきました。しかし、空中に飛散したアスベストを肺に吸入すると約20年か
15 ら40年の潜伏期間を経た後に肺がんや中皮腫の病気を引き起こす確率が高いため、平成
16 18年に製造、使用等が禁止されました。アスベストを含む廃棄物には、飛散性の高い「廃
17 石綿等」と、飛散性が比較的低い「石綿含有廃棄物」があります。

18

19 安定型（最終処分場）(P37) → 最終処分場

20

21 一般廃棄物 (P3)

22 産業廃棄物以外の廃棄物です。一般廃棄物はさらに「ごみ」と「し尿」に分類されます。
23 また、「ごみ」は商店、オフィス、レストラン等の事業活動によって生じた「事業系ごみ」
24 と一般家庭の日常生活に伴って生じた「生活系ごみ」に分類されます。

25

26 うつくしま、エコ・リサイクル製品 (P22)

27 廃棄物等の有効利用とリサイクル産業の育成を図り、循環型社会の形成に資することを
28 目的に、県内に事業所を有する方が、主として県内で生じた廃棄物等を再利用して県内の
29 事業所等で製造した優良な製品を「うつくしま、エコ・リサイクル製品」として、県で認
30 定するものです。

31

32 エコアクション21 (P25)

33 広範な中小企業、学校、公共機関などに対して、「環境への取組みを効果的・効率的に
34 行うシステムを構築・運用・維持し、環境への目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、
35 評価し報告する」ための方法として、環境省が策定したガイドラインです。エコアクショ
36 ン21ガイドラインに基づき、取組みを行う事業者を、審査し、認証・登録する制度が、
37 エコアクション21認証・登録制度です。

38

39

40

1 **汚水処理人口 (P14)**

2 汚水を下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽等の生活排水処理施設により処理し
3 ている人口です。

4
5 **汚泥 (P3)**

6 工場排水や下水等の処理後に残る泥状のもの、及び各種製造業の製造工程において生じ
7 た泥状のもののことです。

8
9
10 **【か行】**

11
12 **海岸漂着物処理推進法（美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び**
13 **環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律） (P24)**

14 海岸における良好な景観及び環境を保全するため、海岸漂着物の円滑な処理と発生抑制
15 を図るため、平成21年7月に施行された法律です。国、地方公共団体、事業者及び国民
16 の責務、海岸漂着物の円滑な処理のため、都道府県地域計画の策定、処理の責任、海岸漂
17 着物への対応などを定めています。

18
19 **合併処理浄化槽 (P14)**

20 微生物などの働きを利用して、し尿と生活雑排水（台所、洗濯、風呂等からの排水）を
21 併せて処理することができる浄化槽をいいます。一方、し尿のみを処理する浄化槽は単独
22 浄化槽と呼ばれますが、浄化槽法上では「みなし浄化槽」とされています。

23
24 **家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法） (P22)**

25 エアコン、テレビ、洗濯機、冷蔵庫及び冷凍庫について、小売業者に消費者からの引取
26 り及び引き取った廃家電の製造業者等への引き渡しと、製造業者等に対し引き取った廃家
27 電のリサイクル実施を義務付けた法律です。

28
29 **管理型（最終処分場） (P37) → 最終処分場**

30
31 **グリーン購入 (P22)**

32 製品やサービスを調達する際に、品質や価格だけでなく、環境への負荷ができるだけ少
33 ないものを優先的に購入することです。

34
35 **建設リサイクル法（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律） (P22)**

36 一定規模以上の建設工事について、その受注者に対し、コンクリートや木材等の特定建
37 設資材を分別解体等により現場で分別し、再資源化等を義務付けた法律です。制度の適正
38 かつ円滑な実施を確保するため、発注者による工事の事前届出制度、解体工事業者の登録
39 制度などを設けています。

40

1 **県中地区環境整備センター（仮称）事業（P38）**

2 県内における産業廃棄物の発生量の増加や多様化、民間処理施設の残余容量の逼迫、都
3 市化の進展による処理施設適地の減少などを背景に、最終処分場が少ない県中地区におい
4 て、公共関与（県等の関与）による管理型最終処分場の整備を行うとする事業計画で、平
5 成8年度に「福島県県中地区産業廃棄物処理施設等整備基本計画」を策定し、平成9年度
6 には郡山市田村町糠塚地区を県中地区環境整備センター（仮称）の候補地として公表し、
7 これまでは、廃棄物処理計画の中で事業の推進を図るとしてきました。

8
9 **ごみ発電（P23）**

10 ごみ焼却時に発生する熱エネルギーを利用して蒸気を発生させ、タービンを回して発電
11 を行うものです。

12
13 **コミュニティ・プラント（P14）**

14 し尿及び生活排水を地域ぐるみで集合的に処理するため、市町村等が事業主体となって
15 設置する污水处理施設です。

16
17
18 **【さ行】**

19
20 **最終処分場（P11）**

21 廃棄物の埋立処分を行う施設をいいます。

22 最終処分場は、ガラスくず等の安定型産業廃棄物のみを埋め立てることができる「安定
23 型最終処分場」、有害な産業廃棄物を埋め立てるための「遮断型最終処分場」、前述の産
24 業廃棄物以外の産業廃棄物を埋め立てる「管理型最終処分場」及び一般廃棄物最終処分場
25 （「管理型最終処分場」と同様の構造）に分類されます。これらは埋め立てる廃棄物の性
26 状によって異なる構造基準及び維持管理基準が定められています。

27
28 **産業廃棄物（P3）**

29 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プ
30 ラスチックなど20種類の廃棄物をいいます。

31
32 **産業廃棄物税（P1）**

33 産業廃棄物の最終処分場への搬入に対して課税することにより、産業廃棄物の排出抑制、
34 減量化を促すことを目的として、本県において平成18年度から導入した税制度です。そ
35 の税収を用いて、産業廃棄物の発生抑制や減量化、リサイクルの推進等の施策を実施して
36 います。

1 **資源有効利用促進法（資源の有効な利用の促進に関する法律）（P22）**

2 資源の有効利用を図るとともに、廃棄物の発生抑制と環境保全に資するため、事業者
3 に対し、3R（リデュース・リユース・リサイクル）の取組みが必要となる業種や製品を指
4 定し、自主的に取り組むべき内容を定めた法律です。平成21年度末現在、10業種・
5 69品目が指定され、事業者による製品の回収・再利用の実施、製品の省資源化・長寿命
6 化等による廃棄物の発生抑制、回収した製品からの部品などの再使用等を促進することが
7 定められています。

8
9 **自動車リサイクル法（使用済自動車の再資源化等に関する法律）（P22）**

10 使用済自動車のリサイクル・適正処理を図るため、自動車製造業者等に適切な役割分担
11 を定めた法律です。自動車製造業者・輸入業者に、自ら製造・輸入した自動車を使用済み
12 になった場合に生じるシュレッダーダスト（破碎された後の最終残さ）等を引き取ってリ
13 サイクルする等の義務を課し、そのために必要な費用は再資源化等料金として自動車の所
14 有者が負担する制度です。

15
16 **情報提供協定締結事業者等（P45）**

17 市町村においては、不法投棄の早期発見及び未然防止を図るため、郵便局、電力会社、
18 タクシー会社、金融機関等と不法投棄の情報提供に関する協定等を締結し、情報収集に努
19 めています。

20
21 **食品リサイクル法（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律）（P22）**

22 食品に係る資源の有効な利用の確保及び食品に係る廃棄物の排出の抑制を図ること等を
23 目的とした法律で、食品関連業者から排出される食品廃棄物について、発生抑制、飼料や
24 肥料などへの再資源化、減量化することを定めています。

25
26 **スクラム29（産業廃棄物不適正処理防止広域連絡協議会）（P46）**

27 広域・悪質・巧妙化している不法投棄等の不適正処理を未然に防止するために構成され
28 た「産業廃棄物不適正処理防止広域連絡協議会」の通称で、29は本県を含め協議会を構
29 成している自治体数を示しています。

30
31 **ストックマネジメント（P23）**

32 施設の管理、維持保全、改修等を適正かつ効率的に行い、既存施設を良質なストックと
33 して活用し、長寿命化を図る体系的な手法のことを「ストックマネジメント」といいます。

34 「ストックマネジメント」を活用することで、施設の社会的需要や老朽度の判定、改修
35 時の費用対効果等を総合的に勘案した上で、解体、用途変更、改修、改築など、その施設
36 にとってどれがよりよい方法なのか判断することができます。

37
38
39 **【た行】**

40

1

2 **中間処理 (P5)**

3 収集したごみの焼却、下水汚泥の脱水、不燃ごみの破碎、選別などにより、できるだけ
4 ごみの体積と重量を減らし、最終処分場に埋立後も環境に悪影響を与えないよう処理する
5 ことをいいます。さらに、鉄やアルミ、ガラスなどを再資源として利用できるものを選別
6 回収し、有効利用する役割もあります。

7

8 **電子マニフェスト (P41) → マニフェスト (P41)**

9

10 **特別管理一般 (産業) 廃棄物 (P3)**

11 廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性があるなど人の健康又は生活環境に被害を及ぼす
12 おそれがある性状を有するものです。ほかの廃棄物と区別して収集運搬や、特定の方法に
13 よる処理を義務付けるなど、特別な処理基準が適用されます。特別管理一般廃棄物と特別
14 管理産業廃棄物に分けて指定されており、特定の施設から生じるばいじん、病院等から生
15 じる感染性廃棄物、廃PCB、廃石綿などが指定されています。

16

17

18 **【な行】**

19

20 **熱回収 (P42)**

21 廃棄物を焼却した際に発生する熱エネルギーを、発電や施設の暖房・給湯などに活用す
22 るため、回収することをいいます。

23

24

25 **【は行】**

26

27 **バイオマス (P23)**

28 再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたものをいいます。廃棄物系バイオ
29 マスとしては、廃棄される紙、家畜排せつ物、食品廃棄物、建設発生木材、下水汚泥など
30 があります。

31

32 **ばいじん (P3)**

33 燃焼により焼却炉やボイラー等で発生する粒子状の物質で、排ガス処理施設等の集じん
34 装置により捕集されたものをいいます。

35

36 **PCB (ポリ塩化ビフェニル) (P38)**

37 PCBは、有機塩素化合物で、絶縁性、不燃性などの特性を利用して電気絶縁油、感圧紙
38 等さまざまな用途に用いられてきましたが、環境中で難分解性であり、生物に蓄積しやす
39 くかつ慢性毒性がある物質であることが明らかになり、昭和49年に化学物質審査規制法
40 (化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律)に基づき製造及び輸入が原則禁止され

1 ました。しかし、PCB廃棄物については、処理施設の整備が進まなかったことなどから事
2 業者が長期間保管し続けてきており、平成13年にPCB廃棄物処理特別措置法（ポリ塩化
3 ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法）が制定され、処理体制の整備
4 を図った上で平成28年7月までに処理を終えることとしています。なお、本県のPCB廃
5 棄物については、平成26年度までに処理を終える予定です。

6 7 **福島県環境基本計画(P1)**

8 福島県環境基本条例に基づき、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進する
9 ため環境に関する基本的な計画として策定したものです。平成9年3月に策定後、現在の
10 計画は第3次計画として平成22年3月に策定し、計画期間は平成26年度までとしてい
11 ます。

12 13 **福島県ごみ処理広域化計画(P23)**

14 廃棄物の焼却処理に伴うダイオキシン類の発生問題を契機に、ごみ焼却施設等の集約化
15 を盛り込んだ計画として平成11年5月に策定し、その後の社会環境の変化に対応するた
16 め、平成21年度に見直しを行いました。見直し後の計画は計画期間を平成29年度まで
17 とし、現行のごみ焼却施設等の数を維持することとしています。

18 19 **福島県総合計画「いきいき ふくしま創造プラン」(P1)**

20 県民、民間団体、企業、市町村、県など「ふくしま」全体の指針となる計画で、子ども
21 たちが親の世代となる30年程度先を展望しながら、平成22年度を初年度とし平成26
22 年度を目標年度とする5カ年計画です。

23 24 **福島県分別収集促進計画(P22)**

25 「容器包装リサイクル法（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法
26 律）」に基づき、各市町村における容器包装廃棄物の分別収集を促進するため、容器包
27 装廃棄物の排出量及び分別収集量の見込みなど定める計画です。平成22年度に計画期
28 間が平成23年から平成27年度までの第6期計画を策定予定です。

29 30 31 **【ま行】**

32 33 **マニフェスト（産業廃棄物管理票）(P41)**

34 排出事業者が廃棄物の処理を委託する際に処理業者に管理票（マニフェスト）を交付し、
35 処理終了後に処理業者よりその旨を記載した管理票の送付を受けることにより、排出事業
36 者が廃棄物の流れを管理し、委託した内容どおりの適正な処理を確保する仕組みのことで
37 す。平成3年の廃棄物処理法改正により創設され、平成9年6月の同法改正により全ての
38 産業廃棄物に拡大されました。電子マニフェストは、マニフェストを電子データでやりと
39 りするものです。

40

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28

【や行】

容器包装リサイクル法（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律）（P22）

一般廃棄物の減量及び再生資源の利用を図るため、家庭ごみの大きな割合を占める容器包装廃棄物について、消費者は分別して排出する、市町村は分別収集する、容器を製造する又は販売する商品に容器包装を用いた事業者は再商品化するという役割分担を定めた法律です。

【ら行】

リサイクル（再生利用）（P18）

廃棄物等を再生利用することで、紙、鉄くず、アルミニウムなど原材料としての再生利用（再資源化・マテリアルリサイクル）や、焼却して熱エネルギーを回収する熱回収（サーマルリサイクル）があります。

リデュース（発生抑制）（P18）

廃棄物の発生自体を抑制することです。リユース、リサイクルに優先するものです。事業者としては、原材料の効率的利用、使い捨ての製品の製造や販売を行わないこと、消費者としては、使い捨て製品や不要物を購入しない、良い製品を長く使うことなどの取り組みがあります。

リユース（再使用）（P18）

いったん使用された製品、部品、容器等を再使用すること。修理して使ったり、そのまま製品として使用したり、使用可能な部品を選別して使用することなどがあります。例えば、ビールびんや一升びんは洗浄し、再使用されています。